



| | |
|-------------|---|
| Title | 開発法学の新しい動き：貧困者のエンパワーメント(L EP)概念を中心に |
| Author(s) | 安田, 信之 |
| Citation | 政策創造研究, 4: 1-35 |
| Issue Date | 2011-03 |
| URL | http://hdl.handle.net/10112/5185 |
| Rights | |
| Type | Departmental Bulletin Paper |
| Textversion | publisher |

開発法学の新しい動き：

貧困者のエンパワーメント（LEP）概念を中心に

安田 信之

目次

序

- I. 法と開発運動（LDM）の歴史
 1. 第1期 LDM：1950-70年代
 2. 第2期 LDM：「法の支配」（ROL）と貧困問題 1990年代
 - (1) 構造調整・移行体制と市場システムの導入のための「法の支配」（ROL）
 - (2) 経済開発から社会開発へ：貧困削減問題
 - (3) 社会開発から第3期 LDMへ
- II. 第3期 LDM 貧困者の法的エンパワーメント（LEP）概念の生成
 1. アジア開発銀行（ADB）
 2. UNDP
 3. 世銀
 4. USAID
- III. 貧困者の法的エンパワーメント委員会（CLEP）報告書
 1. 報告書の経緯
 2. 報告書の概要
 3. その後の経緯：国連での動き

結

序

「法と開発」（Law and Development）（LD）という語は、それが1950年代末に登場して以来さまざまな文脈で論じられてきている。それは、欧米の援助機関による開発途上国の法制度改革援助と密接に関連しており、最近ではこれらの機関による「法整備支援」（Legal Technical Assistance）活動そのものとはほぼ同意義で使われているといつてよい¹⁾。この語は、これらの機関や途上国政府による開発の一環としての法改革（支援）という実践運動たる「法と開発運動」（Law and Development Movement）（LDM）と、その現象を含め法と開発をめぐる諸問題の究明を課題とする「法と開発研究」（Law and Development Study）（LDS）という2つの意味

を包含している。

私は、後者すなわちLDSの訳語として「開発法学」という語をあて、それを「①開発途上地域の法と政治・経済・社会発展とのさまざまな関係を究明し（理論研究）、②そこで得られた知見を動員することにより、政策の提言とともにその批判的検討を行う（政策研究）」という2つの課題からなる」と定義し、前者の理論研究を中心に検討を続けてきた²⁾。

この課題については、現在、私は2つの方法的視点を提案している。ひとつは、「法」の性質に関わるものである。開発途上国法の分析に関しては、その国家法（公式法）の中枢を占めている西欧近代法の枠組みだけに依拠することには限界があることは明らかである。提案は、この限界を超える視点として、開発途上国の法現象の分析を通じて西欧近代法の導入以前から存在している「固有法」、植民地化・近代化の過程で導入された「移入法」、独立後の国家形成の中で生成された「開発法」という法類型を導き出し、そこから、各々、「共同」、「市場」、「指令」という法原理を抽出し、各々の法原理が主導的な役割を果たす「共同社会」、「経済社会」及び「政治社会」という3つの社会相を想定し、各社会相の枠組みのなかで各国・地域の法の機能を検討するとともに、より広い全体社会の中で法改革の課題を考えるというものである。3つの法原理は、法を価値に関わる文化現象としてとらえ、各レベルで法システムの特徴を把握し、そこから各国・各地域の法の特徴を明らかにするためには有効である³⁾。

しかし、法は、国家による強制という定義に象徴されるように、人々の行為を何らかのかたちで「強制」するという点で、単なる社会システムとは区別される。これを上記の「政治社会」や「指令法理」としてそれに内在する「性質」だけでとらえるだけでは不十分である。すなわち、ある国の法システムとしての法の有効性を検証するためには、それをある種の階層構造として認識することが必要ではないか？この疑問はアジア法の特徴として「(西欧) 移入法→市場法理」と「固有法→共同法理」の延長上に「国家＝公式法」と「非国家＝非公式法」を想定した時点ですでに存在していた。しかし、1990年代に入り比較法の分野での「法の移植可能性」をめぐるワトソン・ルグラン論争を知り、開発法学の研究課題の一つである「法の移植」をめぐる問題は、結局のところ、法をどのレベルでとらえるかの問題に帰結すると考えるにいたった⁴⁾。

そこで第2の視点として設定されたのが、「規範」、「制度」及び「文化」という法の三層構造である。その主張するところは、法システムのあり方を理解するためには、法を単一の定義によってではなく、「規範としての法」、「制度としての法」及び「文化としての法」という3層構造よりなる複合体として把握し、各層の法のあり方をとらえたうえで、その全体像としての法システムを理解すべきであるというものである⁵⁾。

この視点からみると実践運動たるLDMも、その課題が「規範としての法」（第1期）から始まり、「制度としての法」（第2期）に移り、現在、「文化としての法」をどのように取り込むかという問題に直面しているように思われる。本稿では、この「法の三層構造論」を前提としながら、過去の2期にわたるLDMの理論的枠組み（LDS）の検討を通じて第3期ともいべき

現在の課題について論じてみたい。

このため、第Ⅰ節ではLDMを、それが開始された1950-70年代の第1期における欧米先進国近代法の単純な移植をめざした「規範としての法」パラダイムから、第2期の1980年代から20世紀末までの途上国の「構造調整」と社会主義崩壊後の移行諸国の「市場経済化＝民主化」の時期の市場（民主）制度の導入として特徴づけられる「制度としての法」パラダイムへの深化、さらに90年代末からのこれらの諸国の貧困問題の深刻化を前に21世紀初頭に開始される「貧困者の法的エンパワーメント」(Legal Empowerment of the Poor) にみられる「文化としての法」への視野の拡大という3期に時期区分して跡付ける。第Ⅱ節では、第3期を特徴づける「貧困者の法的エンパワーメント」(Empowerment of the Poor) (LEP) に関するアジア開発銀行、国連開発計画、世界銀行及びアメリカ合衆国援助庁 (USAID) の動きを概観する。第Ⅲ節では、LEPについて最も包括的に論じている2008年に発表された「貧困者の法的エンパワーメント」委員会 (CLEP) の報告書を検討する。これらを通じて、第3期LDMを特徴づけるLEPが、これまでの欧米先進国モデルの基本とされた「規範としての法」と「制度としての法」のレベルを超えて、現地社会の「文化としての法」の認識が課題とされつつある状況が理解されるはずである。

I. 法と開発運動 (LDM) の歴史

法と開発運動 (LDM) は、広い意味では、西欧の法学が非西欧世界に関心を示したときに始まるといってよい⁶⁾ が、それが現在の脈絡で出現するのは、第2次大戦後のことであると言ってよい⁷⁾。Trubek/Santosは、これを3期 (Moment) に分けて検討している。この時期区分によりながら、これら3期のLDMの特質について紹介していこう⁸⁾。

1. 第1期LDM：1950-70年代半：法と近代化論

Trubek/Santosは、この時期を「法と開発国家」(Law and Developmental State) として要約している。この時期には、法とは「『伝統的』バリアーを除去し、経済活動を変化させる手段でとされ、…効率的な政府官僚制度の運用と公的部門の統治のための枠組みを作り出すために必要とされるものであり、公法 (Public Law) と先進諸国からの規制法の移植に焦点が当てられた。」⁹⁾。この認識の背景には、開発途上社会は、欧米の近代社会とは異なる様々な「前近代的な」伝統・慣行に支配されており、欧米先進国におけるような「近代的」政治・経済・社会システムに到達するためには、(欧米) 近代的諸法・制度を移植しなければならないという前提があった。この意味では、欧米近代法は「目的」であると同時にそのための「手段」(instruments) であると認識された¹⁰⁾。

そこで前提とされた「国家」モデルは、当時の「民主国家」アメリカに他ならず、それは当時アメリカで盛んであった Liberal Legalism に象徴されるリベラルな民主主義を前提とするものであった¹¹⁾。当時の新興独立国の政府ないしその指導者は、未だ達成されていない近代的政府を前提として近代的な社会を作り出すことが要請されたのである。それは、『伝統から（西欧型）近代へ』という西欧中心主義的想定にもとづき、伝統に属する権力が「（上からの）近代化」を推し進めるといふ、現在からみれば楽観的なきし矛盾に満ちたものであった¹²⁾。

この運動が冷戦体制下でのアメリカの「途上国援助」政策と密接に関係しながら立案・実行されたことも付言しておかなければならない¹³⁾。アメリカは、共産主義陣営と対峙する自由主義陣営の旗手として、アジア、ラテンアメリカやアフリカの新興独立国をこの陣営に取り込むという「政治的意図」をもって、自国の法律家をこれらの諸国に派遣し、またこれらの諸国から法学者・法律家を主要法科大学院に受け入れて、「法整備支援」としてアメリカ法の移植を試みたのである¹⁴⁾。しかし、この上からないし外からの近代化という想定は、一方ではそれを推し進める権力の腐敗・強権化をもたらし、他方ではそれと連動しあるいはそれに反発するナショナリズムの波に曝されるのである¹⁵⁾。

第1期 LDM は、1960年代末から深刻化するベトナム戦争下でのアメリカ社会の混乱とその原因であり結果でもある Liberal Legalism パラダイムの危機、さらにはこの運動を支えた政府や財団からの助成による資金の枯渇などの理由から、1970年代後半には「運動」としては姿を消した¹⁶⁾。

第1期 LDM 崩壊後の開発途上国法研究については2つの動きが注目される。一つは「第三世界法運動」(Third World Law Movement) ともいうべきものである¹⁷⁾。この運動は、第1期 LDM 運動に動員された途上国研究者たちにより開始された。彼らは第1次 LDM の主要パラダイムであった西欧近代法の移植を前提とする西欧中心主義的法律論を批判し、その否定の対象であった開発途上国の固有の法・伝統システムを積極的に評価して、これらを基礎にあるいはこれらを取り入れて新たな国家法の構築を主張している。この運動は、政治的には1970年代に最盛期を迎える新興国ナショナリズムと理論的にはそれと密接に関係する「従属論」の影響を受けている¹⁸⁾。

もうひとつは、ほぼ同時期に、同じく非西欧世界の法のあり方を検討してきた先進国の研究者を中心に「多元的法体制論」(Legal Pluralism) や法人類学 (Legal Anthropology)¹⁹⁾ への関心が盛んになったことも重要である。この動きは、国家法の絶対性を否定し、法の多元性すなわち「非国家法」ないし「非公式法」に注目するという点で、「国家(法)」の役割を重視する第三世界法運動はもとより第1期 LDM のパラダイムとは異なる位置に立っている。

これらの2つの動きは、次に述べる第2期 LDM の経験を経て、本稿の主題である第3期 LDM に大きな影響を及ぼしているように思われる²⁰⁾。

2. 第2期LDM:「法の支配」(ROL)と貧困問題 1980-90年代

第1期LDMが1970年代半ばにアメリカ本国においては急速に勢いを失った後、第三世界法運動や多元的法体制論により批判され、1970年代後半には運動としてはほぼ姿を消した。先進世界による法整備支援としてのLDMの再生が本格化するのには、市場のグローバリゼーションが世界を席卷し、この結果としてソ連東欧社会主義が崩壊した後、これらの地域の「市場経済化」が課題とされた1980年代後半に入ってからである。

これを第2期LDMとするならば、それは、一方では、社会主義崩壊後の「移行(Transition)体制」、他方では累積債務国の構造調整という、市場経済の導入のための「法整備支援」として、「市場」という極めて経済システムに関わる課題を中心として展開していた。しかし、1990年代に入りアフリカの貧困に象徴されるさまざまな社会問題の解決という「社会開発」課題は、初期においては、この運動とはほとんど関係することはなかった。したがって、この期のLDMには相互に矛盾する経済開発と社会開発という開発課題が十分にかみ合うことなく並行的に存在していた。両者は次第に接近する²¹⁾が、LDMが社会開発との関係で積極的に転換するのは第3期に入ってからである。

(1) 構造調整・移行体制と市場システムの導入のための「法の支配」(ROL)

1960年から70年代にかけての開発理論は、先進国のケインズ型福祉国家理論を反映して、開発過程での国家の役割を重視し、その経済・社会への介入を積極的に認めるものであった。この経済運営は、政府財政支出の増大させた結果国家機能を肥大化させ、開発独裁という語に象徴される強権国家を生み出した。さらに1970年代の2度にわたるオイルショックは、開発理論の課題をベーシック・ヒューマン・ニーズなど社会的公正の強調に向かわせたが、この方向は政府支出をさらに増大させるものとなり、アフリカおよびラテンアメリカなどの開発途上国の財政状況を悪化させた。その結果1980年代に入るとこれらの諸国の累積債務は耐えがたいものとなり、これらの諸国の返済不能(Default)が表面化した²²⁾。

先進諸国でもケインズ経済を軸とする国家主導型の「福祉国家」は、1970年代には、国家財政の悪化をもたらし、その改革が課題とされていた。1980年代初頭には、アメリカのレーガン政権やイギリスのサッチャー政権にみられる、民営化と規制緩和を軸とした「小さな政府論」に象徴される、国家の役割に消極的で市場の機能を重視する新古典派的経済運営へとパラダイムシフトしていく。

市場を重視する新古典派的傾向は、上記の理由から開発理論にも反映され、IMFや世銀という国際開発機関は、開発途上国の債務超過問題の解決を目指して、後にワシントン・コンセンサスとして定式化される財政均衡のための支出の削減、貿易自由化や外国投資の誘致などの規制緩和を条件とする「構造調整」(structural adjustment)融資が開始された。外国投資の誘致のためにはその活動の場である市場の整備が不可欠であり、これらの国際機関の主導により投

資法制や金融企業法制が積極的に導入された。

1980年代末にはソ連東欧の社会主義体制の崩壊が明らかになり、これらの諸国の「市場経済化」のための法整備の動きは加速した。これらの諸国は、国家主導型の計画経済を市場経済体制に「移行」するために、「指令型」法体制を180度転換させることを余儀なくされたからである。国家資産の民営化、私的所有権の確立、商事取引法の整備やこれらをめぐる紛争解決のための司法制度の確立のための法制の整備が課題となった。このためには欧米先進国の法制の積極的な導入が不可欠であり、国際機関や先進国政府はこれらの諸国に大々的な「法整備支援 (Legal Technical Assistance)」を開始した²³⁾。

この動きは、Trubek/Santosが「法とネオリベラル市場 (Law and Neo-liberal Market)」と特徴づけるように、経済改革が中心課題であり、それは当時の支配的な新古典派経済学に依拠するものであった²⁴⁾。それは、第1期LDMを特徴づけるウエーバー型の近代化論にいう予見可能性を支える静態論的な形式主義 (formalism) とは異なり、新古典派経済学の主張する「効率性」 (efficiency) を基準とする機能主義ともいべきものであった²⁵⁾。この時期の法整備支援は、当時の「法と経済」理論にいう「経済学」を前提として、所有権や契約制度の確立を目指して展開された。それゆえ、当然に商法改革支援を中心としており、会社法や証券法、さらに銀行法や破産法などの分野で欧米特に英米の制度が、その効率性という視点から優れたものとして「移植」の対象とされた²⁶⁾。

制定された法律 (「規範としての法」) が具体的な事件の裁判の中で施行される「制度としての法」への移行を課題とするにつれて、裁判制度の整備や法曹教育などの司法制度の改革が課題とされる。指令経済から市場体制へと根底的な改変を試みた移行諸国の場合には市場の「創設」は不可欠であり、このためには訴訟制度の整備から裁判官や弁護士などの制度や人材の育成が急務とされた。

市場の効率性を前提とする新古典派経済学は市場制度の存在を与件としており、その創設や維持については有効な理論を持ち合わせていなかったところから、その制度構築の理論的基礎としては西欧の経済史の検討から制度の生成とその変動についての理論を展開していたNorthを中心とする新制度学派 (New Institutional Economics) が動員され、世銀を中心とする開発経済学はその知見を積極的に利用していく。市場という制度の中でのゲームにおいては、ルールである明晰な法規とともに、それを適用する裁判所の独立性、専門性及び清廉性の存在が不可欠なものとされたのである²⁷⁾。

これらの制度構築運動は、後期には、開発途上・移行諸国のもう一つの課題である「民主化」ないし「よい統治」 (Good Governance) と連動しながら、第2期LDMを特徴づける「法の支配」 (Rule of Law (ROL)) 概念として定着していく²⁸⁾。「法の支配」についてはさまざまな定義があり²⁹⁾、それ自体別個に論ずるべき課題であるが、その意味するところは明晰で安定した法 (移植法) とそれを解釈する国家の裁判所の能力の向上という公式の法・裁判所の存在を前

提とするものであった。この原則はこの期間一貫して維持されているが³⁰⁾、裁判所は、「よい統治」(good governance)を支える不可欠な機関として「司法の独立」という政治理念により強化されるとともに、次第に統治システム改革の中でその比重を高めていった³¹⁾。

第2期LDMは当初の「市場制度の確立」という「移行諸国の経済改革」の一環としての法制度改革を、「新制度学派」により理論的な基礎付けを得ながら、90年代初頭に国際的に認知された「よい統治」概念とともに、民主主義や人権保障という政治・社会領域にまで拡大して、「法の支配」という第2期後期のパラダイムを構築していく³²⁾。それは、次の述べる貧困削減など「社会開発」課題と交錯することにより、第3期LDMへと飛躍していくのであるが、その前に社会開発運動の動きに触れておこう³³⁾。

(2) 経済開発から社会開発へ：貧困削減問題

1980年代から国連機関として開発問題への積極的な展開を開始した国連開発プロジェクト(UNDP)は、1990年から毎年「人間開発報告書」(Human Development Report)(HDR)を発刊しているが、1993年以降は、従来のGNP(国民総所得)で計測される経済開発の指標に変えて、それを補充し、平均寿命や教育などの社会指標を加えた「人間開発指標」(Human Development Index <HDI>)を掲載している。この背景には、1980年代から開始された「市場経済」に依拠した「構造調整」政策によるアフリカやラテンアメリカ諸国さらには移行諸国への急激な市場システムの導入が、これらの諸国の社会に貧富の格差をもたらしているのではないかという危惧があった。

ネオリベラル的「市場原理主義」が貧困と環境問題の深刻化という「市場の失敗」をもたらしているのではないかという批判は1980年代から存在していた。しかし、1990年代には、この問題はグローバルな開発課題として人々の注意を引くにいたり、開発政策はそれまでのGNPに象徴される経済富の増大を中心とする「経済開発」から、環境と貧困問題の解決をめざす「社会開発」重視に大きく転換する。環境については、1992年のリオデジャネイロの「世界環境サミット」以降地球環境を視野に置いたさまざまな枠組みが構築されており、貧困問題についても1995年の「国連社会経済サミット」では、絶対的貧困の除去や完全雇用の達成などをめざす「コペンハーゲン宣言」が採択されている。

1990年代後半に勃発したロシア(1996年)、東アジア(1997年)およびラテンアメリカ(1998年)の経済危機は、第2期LDMを支えてきた「市場原理主義」ともいべきネオリベラル型経済政策のあり方に疑問を投げかけ、当時のアフリカの貧困化問題と相まって「貧困削減」が開発政策の最重要課題となっていく。世銀は、当時の総裁ウォルフエンソンの発案によって貧困削減を目指してこれまで主流であった経済改革のみならず社会システムの改革をも視野に入れた「包括的開発枠組み」(Comprehensive Development Framework <CDF>)や政府中心の上からの開発政策ではなく地域社会の人々の自発的な開発参加を念頭に置く「コミュニティ主

導型開発」(Community Driven Development (CDD)) という開発援助スキームを立ち上げている³⁴⁾。

社会開発重視の動きは、2000年9月に開催された国連「ミレニアム・サミット」での「国連ミレニアム宣言」によって定式化される。そこでは、21世紀に共有される価値として「自由、平等、連帯、寛容、自然の尊重と責任の共有」が掲げられ、具体的な目標として、平和や安全保障などと並んで「開発と貧困削減」が掲げられた。これを受けて2015年までに貧困削減、女性のエンパワーメントや初等教育など8目標18項目の具体的な目標を達成することと目指した「ミレニアム開発目標」(MDGs) が設定され、その達成が国際機関、各国政府さらには民間企業やNGOの共通目標とされている。

これらの動きは、先に述べた第2期LDMが目指した「市場化戦略」とは異質のものであり、むしろそれがもたらした「貧困」に対する解決方法の模索という性質を有するものであった。

(3) 「法の支配」と「社会開発」の融合：第3期LDMへ

貧困削減などの社会開発課題は、前節でみた市場制度の確立とその円滑な運用を目的とする初期の第2期LDMのパラダイムとは明らかに合致しない。むしろ、この初期のパラダイムこそが貧困問題を生み出し、社会開発という課題を表面化させたともいえるからである。この初期パラダイムが新古典派にせよ新制度学派にせよ経済学という極めて抽象度の高いディシプリンを基礎としており、それゆえに、その前提としての所有権の絶対性や契約自由という市場制度を基礎づける法制の導入(西欧諸国からの移植)を自明のものとしていた。これに対して、MDGsに象徴される社会開発課題は、途上国人口の大半が居住する農村を中心とする共同体(community)の貧困の解消を課題としており、その解決にあたっては、市場での経済主体の競争をモデルとするのではなく、ソーシャル・キャピタル論³⁵⁾にみるようにそこに居住する社会の人々の連帯と参加を課題としており、両者の間には対照的といってもよい隔たりがあった。

第2期LDMの主要理念とされた「よい統治」の一環としての「法の支配」も、法の安定性と予見可能性という市場システムの根幹を支える原理とされた。それは、明晰な(欧米近代法をモデルとする)法の制定と並んで、その施行を保障する独立性と中立性を保障された司法制度の確立を不可欠なものとした。しかし、これらの裁判所など公式の司法制度は、しばしば高コストでありかつその専門性から一般の人々にはアクセスが困難であった。さらに一部の国では司法エリートによる弱者の権利の抑圧や腐敗も大きな問題であった。これらはその理念とする「よい統治」という課題からも大きな問題であり、国際開発機関を中心に「司法(正義)へのアクセス」を図ることを目指して、裁判所の機能強化、法的扶助や簡易訴訟手続の拡充や代替的紛争処理(ADR)機関の設置のための援助がおこなわれてきた。この過程で、多くの諸国で、この動きの一環として、それまで裁判所など「公式の司法制度」と異なる伝統的な「非公式司法制度」を認知し、これを公式の法制度に組み入れるということが試みられている³⁶⁾。こ

の動きは、民衆レベルの「司法へのアクセス」を拡大する動きであることは当然であるが、そこで取り扱われる「法」が国家法とは異なる民衆の自発的規範であるとするれば、少なくともこのレベルでは国家法と異なる法が適用されるということになる。

1990年代末から2000年にかけて、世銀の「貧困者のための司法」(Justice for the Poor) (J4P) や UNDP の「司法へのアクセス」(Access to Justice) (A2J)、さらに USAID プロジェクトにみるように、第2期 LDM の枠組みを超える法改革運動が開始し始めるのは、従来の「上からの法の支配」というパラダイムが、途上国人口の大半を占める貧困者を中心とする途上国のコミュニティ・レベルの人々に到達することがなく、これらの人々への「正義」の提供が大きな課題となったことを示している³⁷⁾。

このように導入された法（「規範としての法」）や制度（「制度としての法」）は、人々の法意識という「文化としての法」をとらえない限り無意味である。そして、このレベルでの法の変化は、単なる制度改革だけでは不可能であり、その過程で導入された法や制度が人々の意識を変えるという「上からの」プロセスとともに、それを利用する人々による「下からの」制度の変更という視点が不可欠である。上からの制度改革と下からのそれとの2つの結節点として、包括的な法制度改革が進展するはずである。「下からの」改革という視点が「社会開発」で盛んとなりつつあった「コミュニティ」の開発への参加という視点と連動していることはいうまでもない。この過程でいかに「貧困者の法的エンパワーメント」の概念が生成されていったかについて検討する。

II. 貧困者の法的エンパワーメント（LEP）概念の生成：第3期 LDM

1990年代から開発学の関心は「社会開発」問題に移行し、なかでも貧困問題は世紀の変わり目から今世紀にかけてその中心課題とされるにいたった。それを象徴するものが2015年に向けて世界的なレベルで貧困撲滅をめざした MDGs である。貧困問題の開発課題への主流化は、従来の LDM にも大きな影響を及ぼした。すでに21世紀に入ると、第2次 LDM の基本的パラダイムであった「法の支配」(ROL) 運動の限界が明らかになり、それが推し進めた「上からの」法ないし司法改革が民主化や社会改革という分野では成功していないという指摘もなされていた³⁸⁾。この中で、主要開発機関は、「法の支配」を貧困者の側へと拡大し、新しく「貧困者の法的エンパワーメント」(LEP) という概念のもとで、法整備支援を開始する。これを支えるパラダイムは、第2期 LDM を特徴づけた公式の制度たる国家法と公式の司法制度を中心とする改革から、貧困者の生活の場における司法（正義）(Justice) の確立への移行として特徴づけられる。そこでは、それまで司法改革のいわば改革の対象でしかなかった「慣習法」などの「非公式法・制度」を認知し、これを開発プロセスの中で積極的に取り入れていこうとするものとして特徴づけることができる。この方向は、私の法の三層構造論からいえば、第2期 LDM を

特徴づけた「制度としての法」から「文化としての法」への深化である。この意味では、LEPの開始は第3期LDPの始まりともいうことができる。

以下、本節では、この語を最初に使ったとされるアジア開発銀行（ADB）、さらに、現在国連機関としてLEPの中で大きな役割を果たしつつある国連開発計画（UNDP）、UNDPと並んで積極的にLEP関連プロジェクトを推進している世銀、及び1990年以降統治（Governance）改革の一環として「法の支配」プロジェクトを積極的に取り組んできたアメリカ合衆国援助庁（USAID）のLEPへの取り組みを概観する。

1. アジア開発銀行（ADB）

「法的エンパワーメント」（LE）という語が最初に公式に使われたのは、2001年のアジア開発銀行の報告書『法的エンパワーメントよき統治と貧困削減の前進』（*Legal Empowerment: Advancing Good Governance and Poverty Reduction*）ADB（2001）であるとされる³⁹⁾。アジア開発銀行は、1999年のその地域活動に関わる技術協力（RETA）として、「統治を支持するための法的リテラシー」（Legal Literacy for Supporting Governance）プロジェクトを実施した⁴⁰⁾。このプロジェクトはバングラデシュ、フィリピンなどADB加盟7カ国の法的リテラシー（Legal Literacy）の強化を目的とするものであった⁴¹⁾が、このプロジェクトを担当したアジア財団の報告書には上記のタイトルが付けられており、課題についてバングラデシュとフィリピンの事例を含む詳しい検討がおこなわれている⁴²⁾。

この資料では、LEは〈プロセス〉と〈目標〉の両面を有するものとされ、〈プロセス〉については、「不利な人々（disadvantaged population）の教育と行動の結合を通じての生活の支配の増大のための法の利用」であり、これには「不利な人々の知識、能力及び信頼の形成及び共通の開発目標の実現のための協働する能力の推進」を含むものとされ、〈目標〉とはこれらが実際に達成された状況とされる⁴³⁾。そこには従来の〈目的〉中心の開発概念から〈プロセス〉への重点の移行が明確である。さらにこれまでの「法の支配」（ROL）が、「伝統的に司法その他の公式の制度及びアクターを対象としてきた」ことに対して、LEは不利な人々の問題に直接焦点をあてるものであり、教育や保健など厳密には法の分野に属さない開発分野をも包含するものとし、「LEとは、法の支配と社会経済の開発の間のギャップに架橋し、法の支配を他の開発分野の優先位にみあうように統合する」ものであると結論する⁴⁴⁾。

Empowermentという言葉自体は、同報告書も指摘するように、開発コミュニティでは、1990年代に入るとそれまでの開発の客体とされてきた貧困者や恵まれない人々をその主体としてとらえなおす用語として一般化しつつあった⁴⁵⁾。それを理論的に正当化したのがAmartya Senである。彼の枠組みを積極的とりいれたUNDPは、2000年の人間開発報告書「人権と人間開発」は、人権を開発の核に据えるとともに、第4章でこれを人々の貧困に対する戦いをエンパワーする権利（Rights empowering people in the fight against poverty）として検討している。ま

た、ほぼ同時期の世銀の世界開発報告書2000/2001「貧困を攻撃する」⁴⁶⁾も Empowerment の重要性を説いている。

ADR 報告書は、不利な人々の従来の司法へのアクセスと統治への参加の制約条件を検討し⁴⁷⁾、続いてこれまでの LE 活動の成功例をメディア、ラジオ、テレビから教育さらにはパラリーガル、ADR、法的扶助や公益訴訟などに分けて紹介し⁴⁸⁾、そこから得られるものとして、権利意識の増大、個々の法的権利及び課題の知識の増大、信頼と期待の増大、法システムと公的決定プロセスへのアクセスの増大、法の実現及び公的決定への参加の成功などをあげる⁴⁹⁾。これからみても、LE の対象範囲及びその手法のいずれも、これまでの ROL にみられた立法改革や公式の司法改革をはるかに超えた「社会開発」概念の一環としてとらえられていることが理解されよう。さらに、そこには、従来 ROL の中心に位置した国家による「上からの改革」から対する NGO の役割重視や民衆組織や非公式のシステムを通じての「下からの」改革への重点の移行も明白にみることができる⁵⁰⁾。

ADB はこの報告書の基本方針のもとで、これ以降、ADB (2009), ADB (2009b) にみるように、多くの LEP プロジェクトを企画実施している⁵¹⁾。

2. 国連開発計画 (UNDP)

UNDP は、既にみたとおり、2000年の人間開発報告書『人権と開発』で開発を人権の実現としてとらえており、その中でも貧困解消は重要な課題とされていた。その第4章は、「貧困と戦う人々をエンパワーする権利」(Rights to empowering people in the fight against poverty)として人々の貧困にかかわる社会・経済権の実現のための政治・市民的権利をあげ、その達成のための人権 NGO、政府や国際社会の役割を述べている⁵²⁾。さらに、UNDP は、ほぼ同時に採択された2000年の国連ミレニアム開発宣言とその具体化である「ミレニアム開発目標」(MDGs)の事務局として、世銀とともに21世紀初頭の主要開発目標の「貧困削減」の目標達成のために主要な役割を果たしている。

1997年に唱道された国連の「人権を基礎とする開発アプローチ」(Human Rights Approach to Development) 概念は、2003年の関係機関の合意によりその方向が確定した⁵³⁾。その前年に UNDP はアジア太平洋諸国を対象とする“Justice: Access for All Project (AP-A2J)”⁵⁴⁾を開始している。2003年に公表された実務者ガイドに付された“Human Rights-Based Approach to Access to Justice”という副題にみるように、人権概念を司法へのアクセスにも拡大している⁵⁵⁾。その目指すところは、貧しく不利な人々にも司法システムへの利用を可能ならしめることであり、それとともにこれらの人々の人権を促進するために司法を動員することであった⁵⁶⁾。UNDP は司法へのアクセス (Access to Justice) を「人々の公式または非公式の司法制度を通じてかつ人権基準に合致して救済を求めかつ取得する能力」と定義し、非公式の制度を含め、そこでのプロセスは特定の文脈を重視するものとし、司法制度について慣習法の制度を容認し、

この点から公式、非公式のレベルで異なった能力 (Capacities) を容認している⁵⁷⁾ など、伝統的な司法へのアクセス概念を超える方向を示している。

2004年、UNDPはUNDP (2004) を公表し、「より広い司法改革の脈絡で司法とそれに関連するシステムが貧しく不利な状況にある人々のために機能する」⁵⁸⁾ ための「人権を基礎とする司法へのアクセス」の支援の必要性を強調している。それは、貧困者を「請求権者」(claim holder) と、そして政府などの機関を「義務保持者」(duty bearer) と位置づけ、これまでの司法機関の整備など「供給者」からそれを利用する「需要者」への重点の移動を示している⁵⁹⁾。中でも重要なのは、従来女性や不利な人々への差別・人権侵害などを理由として否定の対象とされた伝統的・慣習的正義システムに対して、それが多くの人々により利用されているという事実を認め、その存在と役割を認めればその内発的改革を志向している点である⁶⁰⁾。この視点から、テーマを「法的保護」(legal protection)、「法意識」(legal awareness)、「法的扶助と弁護」(legal aid and counsel)、「裁決」(adjudication)、「執行」(enforcement)、「市民社会と議会による監督」(civil society and parliamentary oversight) の6テーマにつき、問題点を検討した後、各地で支援活動を開始することを明らかにしている⁶¹⁾。これらの項目にみられるように、この資料は、司法改革と他の開発課題の結合に加えて伝統的正義システムへの評価するもの⁶²⁾、基本的には公式司法制度の改革を課題としていると言ってよい。

UNDPのLEPの転機になるのは、次節で検討する2005年に設置された貧困者の法的エンパワメント委員会 (CLEP) の事務局を担当した時である。後述のようにこの委員会の報告書は2008年に公表されるが、UNDPは委員会の調査に協力する過程でその線に沿って活動を拡大し⁶³⁾、その発表と同時に「LEP イニシャティブ」を開始している⁶⁴⁾。

3. 世界銀行 (世銀)

世銀は、第2期LDMの中で中心的な役割を演じており、司法改革関連援助に対して多額の資金を費やしてきた⁶⁵⁾。この過程で、司法の独立に関わる援助など定款上禁止されていた「政治」に関係する領域にまでその活動を広げてきた。しかし、そのパラダイムは、公式の国家法・公式の司法制度の改革に焦点をおくものであり、それは性質上「上からの改革」というものであった。この方向は、社会改革の面で同時に進行しつつあったコミュニティ主導型開発 (CDD) にみるように下からの参加型改革への重点の移行とは対照的であった。

しかし、今世紀に入るとともに公式の法・制度を中心とする上からの改革は、主流化しつつある「貧困撲滅」という開発理念に対しては有効ではないものとして批判されるにいたった⁶⁶⁾。当時活動を開始したCLEPに対する世銀のスタンスを検討したPalacio (2006) は、従来の国家法中心型の第2期LDMの限界を指摘し、CLEPの方向に対して若干の留保を提示しながらも基本的に賛同して、自らも従来のものとは異なる新しいプロジェクトを開始することを提案している⁶⁷⁾。またほぼ同時に公表された2006年の世銀開発報告『衡平と開発 (Equity and

Development)』は、それまで世銀パラダイムの基礎とされた「市場」が失敗することを認め、それがもたらす不平等を克服する方向を検討しているが、その中で、これまでの公式司法の改革とともに慣習法・制度の重要性にも注目している⁶⁸⁾。

この提案に基づき開始されたのが「すべてのための正義」(Justice for All) (J4A) である⁶⁹⁾。J4Pの対象とされたのは当初アフリカ（ケニア及びシエラレオネ）及び東アジア（インドネシア及びカンボジア）の4カ国であった⁷⁰⁾。その基本的な視点は、「社会の大半の人々が非国家あるいは慣習法システムのもとで生活しており、それは複雑で多数存在しかつ異質なものであり」このシステムは、「文化規範や社会構造を構成する要素であり、不可分であって、外部者には十分に認識できない」ということであり、「司法（正義）の概念が所与の社会の社会、経済及び政治構造に密接に織り込まれ、埋め込まれている」という認識であった。したがって、「貧困者の側に立った司法改革はこれらの構造やプロセス（公式、非公式を問わない）をより深く理解するところから出発する必要がある」とされた。この視点から「公式、非公式の司法を比較するのではなく、両者のアクターが会合する新しい調停的制度の構築を構築する」ことが目指された。またその前提として、開発という介入は必然的に紛争を生み出すものであり、紛争を（貧困者の立場から）管理するメカニズムを開発過程にビルトインすることが強調されている⁷¹⁾。

その目的は、①貧困者の緊急の司法関連事項に注意を向けること、②貧困者の正義及び紛争管理を支援することによりその他の開発努力の効果を促進すること、③長期的には、需要者側の改革圧力による司法部門制度の漸進的システム変更、としており、狭義の法的諸制度ばかりではなく、関連する社会・経済開発と連動した包括的な戦略を前提としている⁷²⁾。そこで意図されているのは、単なる公式的司法制度ばかりで関連するさまざまな制度や人々との協働の努力によりより貧困者の側に立った司法制度を構築するというものであり、それまでの法整備支援の中心であった法務省、裁判所や警察などの公式制度の改革を目指す狭義の司法改革から、それまで国家法からは無視されてきた村落裁判や紛争処理システムの調査とその活性化に重点を移している⁷³⁾。

なお、世銀は、2009年7月4・5日ジャカルタで、対象諸国政府、英米政府、オーストラリア、カナダ及びオランダの援助機関や各国のNGOや開発コミュニティの参加を得て、J4Pシンポジウム「法の文脈化」(Engaging Law in Context)を開催しているが、そこでは、「より広いLEへの戦略的アプローチの開発と将来の可能な分野の同定」とともに、「多元的法体制と開発の理論と実務、並びに司法部門、天然資源及び女性のエンパワーメントの3分野での改革の企画と実践の検討」が目的とされている⁷⁴⁾。また、2010年10月にはバヌアツで「法と文化：太平洋諸島の有意味な多元的法体制」という国際会議を開催しており、多元的法体制の理論と実践への傾斜をみせている⁷⁵⁾。

4. アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID)

1990年代の第2期LDMにおいて、世銀が性質上市場経済の導入という視点から「法の支配」(ROL)を位置づけ、そのための法・司法制度の確立ということに重点をおいていたのに対して、アメリカの援助機関たるUSAIDは、ROLを民主主義の達成の一環として政治を含む広範なものとしてとらえてきた⁷⁶⁾。そのこともあってか、そのROLの定義は、世銀のそれより広く、国連の「すべての人、国家を含む公私の制度及び組織が公に宣言され、平等に施行されかつ独立して裁定され、かつ国際人権規範および基準に合致する法に対して責任を負う(accountable)である統治原則」として、いわゆる実質的定義を採用している⁷⁷⁾。また、その要素として①秩序と安全、②正当性、③チェック・アンド・バランス、④公正、及び⑤効率的な適用の5点を挙げており⁷⁸⁾。世銀のように公式法・制度改革ばかりでなく、NGOやコミュニティなどによる政治参加のプロセスもその視野に入れている。

CLEPの作業がおそらく終盤を迎えつつあり、LEP概念の重要性が広く認識され始めた2007年3月に、USAIDは、これに対する立場を明確にするために*Legal Empowerment of the Poor From Concepts to Assessment* (USAID〈2007〉)を公表した⁷⁹⁾。

同資料は、ADB、世銀、CLEP及びUSAID自体のLEPの定義を検討した⁸⁰⁾後、経済的、社会的及び政治的位相という3つの位相(Dimensions)からその課題を検討し⁸¹⁾、続いて、その活動を①権利促進(Rights Enhancement)、②権利意識(Rights Awareness)、③権利実現可能化(Rights Enablement)及び④権利執行(Rights Enforcement)の4分野に分けてこれまでの経験と理論的問題点を指摘している⁸²⁾。最後に、その定義を整理するとともに、これまでの活動を概観して、次のステップのための指標である「LEP指標(Index)」の作成を提案している⁸³⁾。

この資料では、LEPの定義を、冒頭の「法改革に限定されない行動とプロセスに関するものであり、それにより貧困者がその経済状況と生活を改善するためにより効果的に行動し、貧困を削減またはそれから逃れることを認めるもの」⁸⁴⁾から、「貧困者、支援者または政府が、—法その他の手段を使って—、彼らに貧困または周縁化から逃れるために法及び法的手段を利用する新しい力を与える権利、能力及び/または機会を創造する際に生じるものであり、エンパワーメントとはプロセスであり、それ自体が目的であり、貧困から逃れる手段である」と改め、①主体に政府を含め、②法的でない手段を認め、③それが法及び法的メカニズムを利用することのエンパワーであり、④経済的ばかりでなく社会的及び政治的手段により達成されることを明確化している⁸⁵⁾。また、それが単なる目的ばかりでなくプロセスとされているという点も、世銀やUPのそれと同様新しい開発理念を明確にしたものといえよう。

このプロセスをモデル化したものが以下の概念図である。



出所：USAID (2007) 12

そこでは、社会、経済及び政治の諸相における様々な（公式・非公式の）実体的な「権利」が ①民主的かつ透明な政治プロセスを通じて貧困者が政策と法に影響し、その権利を促進することを確保する『権利促進（Rights Enhancement）』⇒貧困者が権利とそれが行使され強制されるプロセスを理解できるようにする『権利意識化（Rights Awareness）』⇒貧困者が経済的機会や福祉の創出に影響を及ぼす官僚的あるいはコスト的制約に克服できるようにする『権利実現可能化（Rights Enablement）』⇒貧困者が自己の権利を保護し、適切かつ公正な権利及び契約の執行並びに紛争処理のメカニズムへアクセスできるようにする『権利執行（Rights Enforcement）』のサイクルを経て再び『権利促進（Rights Enhancement）』に戻るサイクルが示されている。このサイクルは単なる循環ではなく、長期的なプロセスであり、しかも各プロセスで貧困者の権利そのものが拡大・深化するものとして想定されていることはいままでの⁸⁶⁾。資料は、このプロセスを有効に評価するために、各段階における達成目標と問題点を踏まえて指標化することを提案している⁸⁷⁾。

以上、ADB、USAID、世銀及びUSAIDが、今世紀に入りLEPに向けて従来行ってきた公式法中心の法・司法改革をいかに修正してきたかについて概観してきた。これらの機関のLEPの定義やそれに対する姿勢は必ずしも同一ではないが、少なくとも、①貧困者が単なる経済的貧困ばかりでなく女性や先住民など不利なまたは周縁化された人を含むものとして広く定義されていること、②法/権利の概念も広くの公式法を超えるものと想定されていること、③この結果として法/司法制度が非公式・慣習制度へと拡大されていること、④法システムを孤立した存在としてではなく政治、経済及び社会という広い文脈（context）の中で理解していること、及び⑤法を単なる目標ないし理念としてではなく、社会変動＝開発のプロセスの一環として理解しようとしていること、という点では共通する。これらは、すべて私の考える法の三層構造の中の「文化としての法」に関係する問題である。

次節では、LEPという語が一般化する端緒となり、また第3期LDMともいべき法・制度改革の新しい方向に大きな影響を与えている2008年に公表されたCLEP報告書について若干詳

しく検討する。

Ⅲ. 2008年貧困者の法的エンパワーメント委員会 (CLEP) 報告書

「貧困者の法的エンパワーメント」(LEP)という概念を人口に膾炙させたのは、2006年にノールウエー政府の提唱により設置された「貧困者の法的エンパワーメント委員会」(CLEP)である。この報告書が公表されるのは2008年であるが、多くの開発機関がその作成に参加しているようであり、既にみたように、その過程でLEPに対する自らの方向性に関する文書を公開している。以下、報告書についてその作成の経緯、内容とその後の経緯について検討する。

1. 報告書の経緯

CLEPは、2005年9月5日に、ノルディック諸国(デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノールウエー、スウェーデン)、カナダ、エジプト、グアテマラ、タンザニアやイギリスがその設置を提唱し、これにUNDP、国連ヨーロッパ委員会が協力参加して2年半のプロジェクトとして設置された。当時貧困削減のための課題として不動産財産権の公式化を主張していたDe Sotoの理論の他、ILOの設置したグローバリゼーションに関する委員会報告書(WCSDG〈2004〉)、国連民間部門と開発に関する委員会報告書(UNCPSD〈2004〉)という2つの報告書がその設置に直接の影響を及ぼしている⁸⁸⁾。委員会の検討事項は、①貧困者の法的包摂及びエンパワーメントに付する広範な開発課題へ政治的支持の活性化、②不動産及び動産に対する法的・代替的(fungible)財産権へのアクセスを担保する方法を検証すること、③貧困者が適切な法的組織企業法人形式にアクセスする方法を検討し成長機会を促進することにより、生産性の上昇、リスクの軽減経済的社会的達成の保護、資産の信用や資本へアクセスのために労働、技術や投資を結合できるようにすること、④資産の安全、財産権と法の支配の間にあるギャップを調査すること、⑤資産の安全とその他の公式・非公式部門の結合を促進するための改革手法の検討、及び⑥国レベルでの改革のための需要者主導型の支援計画のツールを作り出すこと、の6点が挙げられている⁸⁹⁾。

UNDPに独立した事務局がおかれ、国連部局や世銀などのスタッフよりなるワーキンググループがおかれた⁹⁰⁾。共同議長には、アメリカの元国務長官M.L. Albrightと、当時新しい視点から貧困問題の解消を主張していたチリの経済学者Hernando de Sotoが共同議長に就任し、委員には当時のイギリス外相Gordonなど世界各地域の代表的政治家、企業家、官僚や学者が就任している⁹¹⁾。委員会は、さまざまな分野の専門家よりなる諮問機関(Advisory Body)と個別テーマの検討を行うワーキング・グループ(WG)によって補佐された⁹²⁾。

委員会は、合計22カ国で国別協議を行い、2008年に、『法をすべての人々のために機能させる』(Making the Law Work for Everyone)という報告書(CLEP〈2008〉)を公表した。

2. CLEP 報告書の概要

この報告書は総論（第1巻）のほか第5章353ページにわたるWG報告書（第2巻）よりなる膨大なものである。以下第1巻を中心にその内容を紹介しておこう。

同報告書は、要約と5章の編成よりなり、各章にはタイトルとともにそれぞれキィ・コンセプトが付されている。以下この部分を訳出すると以下のとおりである。

〈要約〉

21世紀には、排除された40億の人々の法的エンパワーメントが、貧困を終わらせ、より安定かつ平和的な世界を築くために不可欠なエネルギーを解放するためのキィとなる。

第1章 すべての人々のために法を機能させること

委員会は世界人口の多数である約40億の人々が法の支配から排除されていると考える。

第2章 法的エンパワーメントの4つの柱

非公式性 (informality) のベスト・プラクティスは魅力ある公式経済 (formal economies) と正当かつ包摂的な法秩序の礎石を提供できる。

第3章 法的エンパワーメントは効率いい政治であり良い経済である。

法的エンパワーメントは単に貧困者の解放の問題ばかりではなく、社会全体により大きな繁栄と安全をも提供する。

第4章 変化の課題

開発について被術的に固定的なものは存在しない。国や地方の意味合いが異なるので、改革課題は地方的条件と貧困者の現実と必要性から生み出されることが不可欠である。

第5章 戦略の実施

法的エンパワーメントを現実のものにするためには知識に裏付けられた政治に関連する明敏な政策を必要とする…法と人権を基礎として両者を貧困者の生活の中で現実の意味を待たせるために新しいアプローチを始める時である。

以上、付されたキィ・コンセプトをみるだけでも、この報告書が「エンパワーメント」はもとより「40億人」、「排除」と「包摂」、「公式」と「非公式」や「貧困者の現実と必要性」などという1990年代後半から21世紀にかけての貧困問題を視野に入れた新しい開発パラダイム⁹³⁾に立脚していることが理解されよう。ここでは、報告書に沿って、以下その要点を紹介する。(カッコ内の数字は報告書（第1巻）の該当頁)

第1章は、ケニアのナイロビとインドのデリーのスラムの状況の記述から始まる（13-14）。前者では貧困者は公式の権利・法システムから完全に排除されている状態にあるのに対して、後者ではコミュニティと大統領府というトップ機関の協働により貧困者が自らの財産権や事業

に関する諸権利を獲得していることを示す。この事例から貧困者の生活向上のための「法」の動員の重要性が導かれる (15)。そこから貧困問題が単なる経済問題ではなく自由を奪われることにあるとする Sen の思想が紹介され、さらにこれまで50年間公式経済に軸足を置いてきた開発経済、その反映でもある公式法中心の法と開発運動 (LDM) は大きな転機に直面しているとする (17-18)。

この例から、世界の人口の多数を占める40億の人々⁹⁴⁾ が貧困状態にありかつ公式の法・制度から排除されている状況を説明し、この問題を解決するためには彼らが法にアクセスできるようにすることすなわち法的エンパワーメント (LE) が不可欠であるとする (19-20)。この概念は、究極的にはボトムアップのプロセスであり、人権と民主主義の両面において大きな役割を果たすことが強調される。委員会は左派對右派、国家對市場、地域主義體グローバリズムなどの伝統的な2分論を排し、膨大な貧困者たちが、先進国の住民が享受している法の保護を受けそれを利用しうるようにエンパワーすることがグローバル・レベルでの民主主義を構築する条件であり、21世紀には、これにより貧困を歴史とすることができると述べてこの章を終わる。

第2章はLEの4つの柱を提案し、LEPの定義が検討される。報告書は、要約でLEPを「貧困者及び排除された者が彼らの市民および経済的アクターとしての権利と利益を保護し、前進するために法、法システム及び法的サービスを利用できるようになるシステム変化のプロセスである」と定義している (3) が、この章では、「貧困者が国家や市場において自己の権利と利益を前進させるために保護され、法を利用しうようになるプロセスである」(26) と定義して、そのプロセスを以下のチャートによって説明している (27)。

The Concept of Legal Empowerment



出所：CLEP (2008) 27

LEPを達成するための基本的前提は、貧困者が市民や労働者など行為主体（agent）としてアイデンティティ（identity）が存在することであり、彼らが発する「声（voice）」である（28）。前者としては、市民登録（身分証明）、資産保有者としての登録（財産登記）、労働者や事業者たることの証明（事業許可証や企業登記）などから成り、後者についてはその前提となる様々な情報や教育とそれを集約する組織や代表があげられる。

これらの声が集約される法的分野は、委員会によれば、人権たる「財産権」（property rights）、「労働権」（labor rights）及び「事業権」（business rights）という3つの権利（rights）を中心に構成されている。これらの3つの権利は、それが追求される司法の場を中心とする「法の支配と司法へのアクセス」（rule of law and access to justice）とともに、LEの4つの柱を構成するものとされ、LEはこの4者のシステム変化の包括的なプロセスということになる。この4つの柱をより貧困者のために動員するかが課題となる。

LEPが成功するためにはこの4つの柱の並行した整合的な介入（intervention）が必要であるが、それは「LEPプロセスとそれがもたらすシステム変化（systemic change）の反復的相関関係として理解されるべきである」とされる。報告書は、「司法へのアクセス」（A2J）、「資産（assets）へのアクセス」、「働きがいのある人間らしい労働（decent work）へのアクセス」及び「市場（market）へのアクセス」に分けて、その過程で人々が「保護（protection）」と「機会（opportunity）」を享受することをLEのゴールであるとする。

以下、委員会がこの4つの柱の現状をどのように理解しているかについて以下のように述べる。

① 司法へのアクセス（A2J）及び法の支配（ROL）（31-34）

これらはLEPの中心課題であるとされる（31）。これらは以下の3つの権利を含む貧困者の権利の実現の場だからである。報告書は司法制度にアクセスするための前提である法的人格（legal entity）の問題をあげ、続いて訴訟文書の作成、弁護士費用、訴訟の遅滞や財産登記など各国の事例をあげながら問題点を指摘し、現状では貧困者が公式の制度が自分たちの問題を解決するのに助けにならないと考えているのは当然である、とする。

② 財産権（Property Rights）（34-36）

財産権は経済資産としての役割ばかりではなく、人々のアイデンティティや尊厳をも保障する。しかし、貧困者の間では財産権はそのようなものとして機能していない。彼らの権利は登記の不備などから非公式の不安定なものであり、また、彼らが生活の多くを負っている森林や水源などについての権利も十分に保障されていない。特に先住民と女性はこの権利から実質的に排除されている。

③ 労働権（Labor Rights）（36-38）

開発途上国の貧困者の多くは、自営業者も含めて、ゴミ収集や農業労働など非公式経済に従

事しており、国際労働基準とは程遠い状況にある。彼らは労働法上の保護は実質上受けておらず、その雇用関係も不明確である。特に女性の立場は弱く、彼らは非公式の労働のなかでも最悪の状況におかれている。グローバル競争の激化は彼らの地位をますます悪いものとしている。

④ 事業権 (Business Rights) (38-39)

事業権は貧困者には実質的に保障されていない。彼らは事業に伴う登記や届け出などの法的なコストを負担することができない。事業開始の手続きも著しく複雑で、例えばケニアではそのために1000ものライセンスを必要とする。このことは彼らを非公式ビジネスの状況におく。このような適切な企業制度の不備が、銀行などの金融や資本へのアクセスを制限している。

第3章では、この現状を乗り越えるための手段が検討される。このための条件は、より「包摂的かつ効率的な法秩序」の構築 (45) であり、そのためには「貧困者及び周縁化された人々の利益をも考慮した…真に包摂的、参加的かつ熟慮のプロセス」(47) を備えた民主主義の達成である。この視点から従来のA2J及びROLアプローチは外国資本を重視するものであり貧困者救済という視点を欠くものであったとし、これらを含む開発過程で必然的に生じる紛争の解決を重視するべきであると述べ、裁判所その他の中立的裁定者による貧困者のための衡平を重視した紛争解決機能に期待している (49)。

財産権に関しても、それが権利と同時に義務の束であるものとし、また貧困者がしばしば依拠する保有 (権) (tenure) を財産権に含むことを認め、これらの登記制度の確立の主張する (49-50)。土地に対する権利の保障は、人々の私的手段による権利保護のコストを削減し、そのための労力の転用を可能にする (50-51)。先住民の集団的土地保有権の保護も重要な課題である。さらに貧困者の立場から慣習的土地保有権の承認も重要な課題である (52)、とする。

労働権については、労働市場が労働者の生活に関わるという特殊性を考慮してかれらに人間らしい労働 (Decent Work) を提供するための規制の必要性を強調し、このことはインフォーマル経済に従事する労働者及び企業家をフォーマル経済に組み込むためにも必要であるとする。

最後の事業権に関しては、貧困者の事業のための有限責任企業法人制度の確立や、彼らがマイクロ・ファイナンス機関、銀行や資本市場へのアクセスを容易にすることの必要性を強調している。

このための改革課題を検討したのが第4章である。A2J及びROLについては、身分証明制度の拡充とともに、官僚制度の弊害の克服、貧困者への法的サービスの強化などとともに、慣習的・非公式の紛争処理制度の改善があげられている。

財産権についても非公式経済を公式経済に転換するための効果的な財産権制度、女性の権利を認めた相続制度、公正な資産市場制度、賃借権の保障を含めた財産権制度の強化などとともに、慣習権、先住民の権利、集団権などを含む保有権の多様性の承認が掲げられている。

労働権については、組合結成、集団交渉や差別の禁止など労働権の承認とその執行制度の改善と並んで、社会保障、や非公式経済に従事する労働者への労働権の拡大などに対する包摂的アプローチや教育、訓練の権利が挙げられている。

事業権については、小企業に対する適切な法的枠組み、非公式企業と公式企業間の公正取引の保障と小企業に対するインセンティブの拡充及び非公式企業家への社会保障の適用などがあげられている。

最終章である第5章では、各章の検討を踏まえて、具体的なLEPの実施戦略について提案している。委員会は、LEPを従来の法・司法改革から区別させる特徴として、ボトムアップ・貧困者側 (Bottom-up and pro-poor)、利用可能 (affordable)、現実的 (realistic)、自由化志向 (liberating) 及びリスク配慮 (risk aware) という5つの特徴をあげる。改革の方向については文脈 (context) 重視として社会、経済及び政治的文脈について言及するが、なかでも慣習やインフォーマル・メカニズムという社会的文脈が強調される (76-78)。またそれが多様なステークホルダーにより支えられるとされるが、なかでも貧困社会組織やNGOの役割とともに貧困者自体の参加が期待されている (80)。

このような認識の上に立って、グローバル及び国家レベルでの協力とLEP支援メカニズムの組織化が提案されている⁹⁵⁾。

3. その後の経緯：国連の動き

既にみたように、CLEPの設置の前後からUNDP、世銀及びUSAIDは、貧困者をターゲットとする法改革プロジェクトを開始していた。この報告書の公表とともに、CLEPの事務局であったUNDPは、国連を舞台にLEPを国連メカニズムに組み込む努力を続けた。以下、国連の動きを整理しておこう。

国連は、2008年12月11日の総会決議 Resolution63/142によって、UNDPのこのイニシアティブを支持し、事務総長にその活動結果を報告することを決議した。事務総長は、翌年の2009年7月13日に、総会に対して「貧困者の法的エンパワーメントと貧困撲滅」と題する報告書を提出した⁹⁶⁾。この報告書はLEPを「貧しい人々が保護され、市民かつ経済人 (economic actors) としてその権利と利益を前進させるために法を利用することが可能となる体系的なプロセス (systemic process)」と定義し、それが従来行われてきた開発的介入の代替手段ではなく、持続的生活と貧困削減を提供する環境のための前提条件であり、人権を基礎とするものであることを強調している⁹⁷⁾。報告書は、これを基礎づけるものとしてMDGsを含む各種の人権ドキュメントに言及した (I) 後、CLEP報告書の構成に従って、司法へのアクセスと、所有権、労働権および事業権に分けて概観し (II)⁹⁸⁾、これらの問題についてのこれまでの国連諸機関の取り組みを総括している (III)。報告書は、これらを踏まえて、CLEPの勧告を確認するかたち

でLEPの課題を述べている(IV)。そこでは、各国の社会や文化構造、経済や国家の性格を踏まえた文脈的分析(contextual analysis)の重要性(para.66)と、LEPを開発戦略(手段)であるばかりではなく開発目的でもあるとして手段と目的の同次性を強調されている。LEPは「最も周縁化され、排除された集団をエンパワーメントすることにより、国家開発戦略自体が、開発過程の全段階で基本的人権理念から利益を受ける」(para.68)ものと位置付けられ、この視点から、国家ばかりでなくコミュニティ・レベルの問題へのアプローチの必要性を認めるばかりでなく、国際社会がコミュニティ・レベルのイニシャティブや市民社会運動を支援することを求めている(para.76)。

この報告を受けて、国連総会64会期第2委員会は、総会は同年12月3日に全会一致で「第2次貧困者の法的エンパワーメント(LEP)と貧困削減に関する決議」⁹⁹⁾を採択した。この決議は、2008年国連決議と2009年の事務総長報告を受けて、UNDPのLEPに関するイニシャティブを再確認し、それが効果的な貧困削減のためには不可欠な政策課題であることを認め、事務総長に対して、第66次総会にその活動についての報告を求めている。貧困者の財産・土地権、法の支配と司法へのアクセス、労働権および事業権の強化を目的とするLEPは、UNDPを中心とする諸国政府、開発機関その他の国際開発コミュニティの主要課題として承認された。

なお、事務総長の国連総会への報告を受けて、UNDPのLEPプロジェクト運営委員会がおこなった勧告により、UNDPは、2010年7月にLEPをUNDP活動に組み入れるためのガイドラインを公表している。それによれば、LEPは、「UNDPの人権ベースの開発アプローチ及び持続的人間開発パラダイムにもとづくもの」とされ、貧困者の生活向上の基本権の保護、非公式部門の重要性の認識、貧困者の財産権、労働権及び事業機会の保護、女性と子どもの権利の保護、上からの改革と下からの改革の結合などを含むものとし、「それが他の重要な開発介入手段の代替ではなく、さまざまな地域や国にまたがって多様である統合的なアプローチを提供するもの」とされている¹⁰⁰⁾。

以上、CLDP報告書も、LEPの達成のためには公式法・司法の改革ばかりではなく非公式の慣行・制度を動員することが不可欠であるという前提に立っている。もっとも、その視点は、基本的にはDe Sotoの提案に依拠しており、スラムなど非公式制度の中に存在する財産権を中心とする権利を公式化(formalize)することにより「貧困者が国家や市場において自己の権利と利益を前進させるために保護され、法を利用しうるようになる」ものと想定しているようである。貧困者が貧困ゆえに非公式の制度に追い込まれているという状況を考えるとき、どのようにこれを公式化することができるのかについてある種の論理矛盾を感じざるを得ない¹⁰¹⁾。また、公式化という視点にはいわゆる「上からの」改革を含意するという批判を免れえないであろう¹⁰²⁾。とはいえ、この報告書は、前節で検討したいくつかの報告書同様、非公式の法・制度の存在を前提としており、この意味では、私のいう「文化としての法」の領域に踏み込んでい

るといいうるのである。

結

以上みてきたように、LDMは、1950-60年代の「欧米近代法」を「規範としての法」というレベルでの単純な移植を目指す楽観的な立場で開始されたが、規範としての法を支える制度や文化に対する視点を欠いていたが故に1970年代半には失敗が明らかになった。（第1期LDM）この運動は、1980-90年代に開発途上/移行経済諸国の市場システムの確立を目指す「制度改革」として再び注目を浴び、市場と密接な補完関係にある「法の支配」（ROL）運動として、次第に「よい統治」と連動し始める。この意味では、この運動は第1期の単純な「規範としての法」から「制度としての法」へと視点を拡大・深化させている。しかし、いずれも「上からの」「公式法・制度」改革であり、制度から排除された貧しく周縁化された人々の貧困化を加速せざるを得なかった。それゆえ、1990年代にはこの運動とほぼ同時期的に最貧国を中心に貧困問題が深刻化した。（第2期LDM）

今世紀に入り始まりつつある第3期LDMは、直接的にはこの貧困問題の解決に法を動員する貧困者の法的エンパワーメント（LEP）を軸に展開している。本論で検討した報告書は、一定の違いがあるものの、第1期ないし第2期のLDMが無視ないし十分に対処してこなかった非公式の法システムを主たる対象とし検討している点で共通している。この非公式の法・制度こそ、私が法の三層構造論の中で「文化としての法」として注目してきたものに他ならない。

もっとも、本文中で検討したように、各機関の取り組みにも若干の力点の相違がみられる。ADBは社会開発を軸として法ないし司法制度を貧困削減のプロセスとみてそれへのNGOの役割やコミュニティの参加を強調する。UNDPは、人権を基礎とするアプローチにみられるように、普遍的な正義を軸とする。この意味では、CLEPの貧困者が抱える非公式の法や権利の「公式化」モデルと共通する側面がある。世銀は、開発過程のもたらす矛盾・紛争を解決する手段としての法システムという視点から従来の公式法システムばかりでなく非公式システムも動員するという「多元的法制」（Legal Pluralism）アプローチ（Sage et al. (2010)）を採用しつつあるように思われる。USAIDは、貧困者の「権利」（非公式のそれを含む）のプロセスをサイクルとして構想し、それを循環する過程で彼らの権利の拡大と深化を考えているようである。いずれも、法を開発過程における一つのプロセスとして把握し、それを公式法・制度（規範及び制度としての法）レベルだけでなく、人々の意識に基礎をおく非公式法・制度（文化としての法）を含めた全体構造として理解するという点では共通する。この方向は、第1期及び第2期LDMを支えてきた先進国の近代的「法の移植」をモデルとする法改革運動から、各国の固有のシステムを念頭においた「法の創造」へのパラダイムシフトを予感させる。

LEPが開始されてからまだ数年しか経ておらず、これらの方向がどのような展開を見せるの

かは必ずしも明確ではない。しかし、この期間、これらの機関のサイトを一瞥するだけでも膨大な情報・資料が蓄積されつつあり、中にはLDMを文化の文脈でとらえようとする業績（例えばCohen〈2009〉）も出始めている。これらの分析を通じて、私のいう「文化としての法」の実態が明らかになるとともに、それと「制度としての法」さらには「規範としての法」法との関係がより明確になり、各国の法システムの全体像が把握できるようになるのではないかと思われる。

日本の法務省を中心とする「法整備支援」は、いまだ基本的には日本を中心とする「先進国法の移植」という公式法（規範・制度としての法）レベルでの上から改革に留まっているようであり、非公式・慣習法（文化としての法）への関心はそれほどみられない（ICDNews〈2009〉参照）。本稿が、将来の法整備支援のあり方の理解と評価のための素材ともなれば幸いである。

〔注〕

- 1) たとえば、世界銀行のHP (<http://web.worldbank.org>) では Topics として “Law and Development” という項目が掲げられており、いくつかのサブ項目において、世銀の法律関係のプロジェクト紹介や関係資料が掲載されている。
- 2) 安田編 (1992)、安田 (2005)、安田 (2008) 及び Yasuda (2009) 参照。
- 3) 安田 (2005) は、この視点から政治発展、経済発展及び社会発展のなかでの法のあり方を検討するという手法をとっている。同書を中心とする私の考えへの批判に対する回答については安田 (2009) 参照。
- 4) 安田 (2005) 30-33, 325-330. ワトソンとルゲランの見解については五十嵐 (2010) 134-138参照。
- 5) 安田 (2005) 21-34、安田 (2008)、Yasuda (2005) 193-199。なおここでいう「規範としての法」とは法律など明確に表現された規則 (black letter law) を意味し、「制度としての法」とは裁判所など公式の場で現実に機能している状態の法（それは規範としての法と重なるとはいえ、先例や裁判慣習などにより補充・修正されており、両者の間には何らかの齟齬の存在が見られる）を意味し、「文化としての法」とはこれら公式の規範や制度とは異なり、伝統的な道徳や慣習とともに人々の間に存在するインフォーマルな規範である。「規範としての法」と「制度としての法」の2者は新制度学派の North (1990) のいう「フォーマルな制約」に、「文化としての法」は「インフォーマル（文化的）な制約」に近いものとなるだろうが、North は、前者に対して後者の漸進性を強調するものの、両者の関係を補完的ないし同質的なものと考えているのではという印象を受ける。これに対して、私の法の三層構造論は、非西欧諸国では、「規範及び制度としての法」が基本的に欧米から移植された制度を基礎としているのに対して、「文化としての法」はこれらの諸国の歴史と伝統に根ざしている点で、両者の間には大きな断絶性と異質性が存在しており、その統合（棲み分けを含む）が開発法学の課題であることを主張するところにあった。法と新制度学派については、松尾 (2000)、同 (2001) などを参照。
- 6) イギリスの代表的 LD 研究者でアフリカ法の専門家でもある McAuslan (2004) 11 はフランスの植民地社会学者 Maunier に依拠しながら、それを15世紀フランス（ヨーロッパ）に帝国 (Empire) が誕生したときであるとする。
- 7) 安田 (1987) 34-45、安田 (2000) 28-44 及び安田 (2005) 5-9。いずれも 2 期と 3 期を合わせて新 LDM (NLDM) と称している。本稿は、安田 (2005) 9 で述べた NLDM に対する疑問への私なりの回答でもある。なお McAuslan (2004) は戦後に関してはほぼ10年の時期区分でその特徴を概観している。

- 8) なお、かれらは、時期区分の前提として、LDMが、法(学)(Law)、経済(学)(Economics) および「制度的諸慣行」(Institutional Practices)の三者が結節したものであるとし、3つの時期区分はこれらの変動の結果として生じたものとする(同4)。これは同書のタイトルが“Economic Development”として経済ないし経済学を広くとらえていることによるのだろうか、同書所収のNewton(2006)も指摘するようにLDMが経済理論(新古典派及び新制度学派)と直接に関係するのは第2期LDMの理論化に際してこれらの理論が利用された時期のみであり、またTamanaha(2009)も指摘している通り、(狭義の)法学とそれ以外の様々な社会科学と考えるのが相当であろう。
- 9) Trubek/Santos 5。なお「開発国家」の言説が1970年代から登場することを考えれば、1950-60年代のLDMまでもこの国家概念で特徴づけることには若干問題がある。この時期を特徴づけるパラダイムは本文で述べるようにLiberal Legalismを基礎とする「近代化論」であり、「開発国家」概念は、むしろ第1期LDMの「近代化」パラダイムの崩壊後に現れた第三世界法運動とその理論的基礎であった「従属論」を前提とするように思えるからである。
- 10) Trubek(2006)78は、第1期LDMを支えた4つの柱(限界)として、①古い法文化の改革のための法学教育、②先進国法の移植、③単純な理論モデルによる場当たりの改革、及び④経済改革が人権保障や民主主義をもたらすという想定を掲げている。
- 11) Sudarshan(2009)653はLegal Liberalismを西欧の優越性の無批判・無疑問の推定であるが故にサイドのオリエンタリズムに倣い“Legal Orientalism”として特徴づけている。
- 12) 法人類学者NaderはLDM一般の限界として野蛮社会(である途上国)から文明社会(たる欧米先進国)への「単線的進歩史観」と前者から後者への世界の造り替えに対する「白人の使命」という2点から批判している(Nader(2006)88-89)が、これは第1期について特に当てはまる。
- 13) ラ米を中心とするLDMとアメリカの国内政治との関連についてはGarth(2002)参照。
- 14) この具体的な内容についてはBurg(1977)に詳しい。また安田(1987)34-36も参照。この時点で司法改革や法曹教育が論じられているが、その視点は狭義の法に関わるものであり、それを支えるより広い制度的視点は限られていた。
- 15) McAuslan(2004)19-38はこの期間のLDMを楽観主義の60年代と幻滅の70年代として特徴づけている。
- 16) 第1期LDMの理論的問題点については古典的論文Trubek/Galanter(1974)で包括的に検討されている。この検討を含む第1期LDMと80年代までのその後の動きについて安田(1987)34-43頁を参照。Trubek/Galanter(1974)はLiberal Legalism自体の根底的批判を試みた「批判主義法運動」(Critical Legal Movement)に向かった。
- 17) 第三世界法学については安田(2000)30-31参照。Newton(2006)183-184は、Yash Ghai、Upendra Baxi、Neelan Trichervamなど*Third World Law Review*に拠る学者の多くが英連邦出身者であったところから“Commonwealth School”と名付けている。
- 18) 松尾(2008)129-130は、Tamanaha(1995)によりながら、従属論アプローチを「LDMの第2波」として位置付けているが、これらのアプローチは、Baxiの“people law”の枠組みやTrichervamのスリランカのConciliation Boardの研究にみるように、「多元的法体制論」と並んで方法論的な示唆に富んでおり、これについてはさらに検討が必要であるとはいえ、アメリカの批判主義法運動と同様、むしろ第1期LDMへの批判運動としてとらえるべきである。なおNewton(2006)182-187はこれを“Critical Moment”ととらえている。
- 19) Francis SnyderやP. Fitzpatrickなどの著作にみるように、この動きは第三世界法運動と重なる面がある。安田(2000)32-34参照。なおLegal Pluralismについては日本でも千葉(1998)や最近では角田・石田編(2006)などが検討を進めている。

- 20) Kennedy (2006) 101-2 は、これらの2つの動きを当時の主流の動きに対して左派に属すると位置づけ、これらが1970年代まではそれほど影響力がなかったと総括している。
- 21) Trubek (2006) 81-94は、この時期を以前のLDMと区別して、世銀などが積極的に活動する「法の支配」(ROL) 期として特徴づけ、経済改革に焦点を置いた「ROL前期」と人権や民主主義など政治社会改革へと視点が拡大する「ROL後期」に区分して論じている。
- 22) 1982年2月にはメキシコ政府が返済不能を宣言し、これにアフリカだけでも11カ国が続いた。ダンピサ・モヨ (2010) 24.
- 23) 1990年代以降のアメリカのUSAIDおよび日本の法整備支援の状況については安田 (2005) 318-324で簡単に整理しているが、この時点では本稿でいう第3期LDMの視点は明確ではなく、これを含めて新・法と開発運動(NLDM)として特徴づけている。安田 (2005) 8。なお国際機関及び主要国の法整備支援の現状については松尾 (2009) 39-110に詳しい。
- 24) Trubek/Santos (2006) 5-6。彼らはそれを所有権の強化、契約執行の確保や司法の独立性の確保などと要約している。この方向の立役者であったJeffrey Sachsは、1998年の講演で、東欧ソビエトや危機後の東アジア経済の法整備支援を概括し、その目的を「法により拘束される国家」(law bound states)と「法に基づく国際環境」(law based international environment)を促進し、法を基礎とする市場民主主義(law based market democracy)の建設をうたっている(Sachs (1998))。
- 25) この事情をNewton (2006) 192は、例えば、「アルメニアでの会社法改革に際してデラウェア法の翻訳が採用されたのは、ウエーバー的な予見可能性の確保のための法の形式主義(formalism)というよりも、その制度が有する効率性(efficiency)によるものである」として、法改革が経済的効率性を基礎として行われている状況を説明している。
- 26) この現象は開発途上国の「法整備支援」に限られなかったことは、1990年代末からの日本やヨーロッパ諸国での企業法改革がほぼ同様の枠組みに沿って行われたことにもみることができる。この現象は、第1期LDMがほぼ同時期のアメリカ主導による日本の「近代化論」の流行と対比すると興味深い。
- 27) Tamanaha (2009) 20-22は、新しく移植される「公式の法」とそれによっても変更されない「非公式の制度」との乖離をみるならば、世銀などの開発機関が新古典派的「市場」観による「法の支配」の導入はNorth等の新制度学派の見解とも矛盾していると説く。
- 28) なお、「法の支配」は経済発展にとって不可欠なものであるとするのが法の支配(ROL)論者の主張であったが、Upham (2006) は、アメリカ、日本や中国の事例を検討して、その議論に説得力のないことを明らかにしている。また、昨今の中国の急速な経済発展が彼らのいうROLの徹底化とはむしろ逆の方向で達成されていることから明らかであろう。Tamanaha (2009) 18-19も参照。
- 29) 現在の世銀のHPは法の支配を開発目標として位置づけ、それを、①法律の順守を主眼に置く形式的(formal)定義、②公正や正義を含む実質的(substantial)定義、③政府裁量の限定を課題とする機能的(functional)定義の3つに分け詳しく説明しているが、③の立場を採用しているようである。<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTLAWJUSTINST/0..contentMDK:20763583~menuPK:1989584~pagePK:210058~piPK:210062~theSitePK:1974062~isCURL:Y,00.html> (2010-12-25アクセス)。なお、Carothers (2006) 7はこれを①法制整備、②法関連制度の強化及び③政府の法順守の増大という3つのタイプに分けている。
- 30) Trubek (2006) 87-88はこの時期の「法の支配」概念を狭義の公式法中心主義であり、財産法など経済的権利の保障を目的とするものであると批判している。上記のいずれの定義も「公式の」裁判所を前提とするものであり、この意味ではTrubekの指摘が妥当する。ちなみにROLの中で中心的役割を果たしてきた世銀のサイトでは、現在でも、「法改革」(Law Reform)は、①立法(Law Making)、②司法部門の法的枠組(Legal

- Framework of the Justice Sector)、③部門別個別法 (Sector Specific Laws)、④法とジェンダー (Law and Gender) に分けて論じられ、「司法改革」(Justice Reform) は、①裁判所および司法改革 (Reforming Courts and the Judiciary)、②その他の司法制度改革 (Reforming Other Judicial Institutions)、③ADRという項目に従って紹介されているが、いずれも公式法を中心とするものである。<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTLAWJUSTINST/0,,menuPK:1990161~pagePK:149018~piPK:149093~theSitePK:1974062,00.html>
- 31) 「よい統治」概念は、1990年代初頭移行諸国の市場経済化のための体制変動に際して、世銀が、各国の主権にかかわる政治問題に介入することを禁止する定款を事実上改定するために当時の法務総裁 Shihata が導入した概念であるとされ、Tamanaha (2009) はこの結果開始された「法の支配」援助に際して大量の「法律家」が参入したことを「政治化」の一因としている。これに対して Barron (2005) は、Shihata の後継者 Ko-Yung Tan がさらにこの概念を「政治」的なものに拡大したとし (Barron (2005) 13-14)、1990年代後半から中南米を中心に ROL なかでも政治と直接かかわる「司法の独立」をめぐる援助を積極化したことを述べる (Barron (2005) 26-43)。なお、「よい統治」ないし「よい政府」と法の支配との関係については松尾 (2009) が包括的に論じている。
- 32) Trubek (2006) 86-91は、注21のように第2期 LDM を「法の支配」(ROL) 期として特徴づけ、前期の市場経済の導入を中心とする前期と人権や民主主義が課題となる後期に分け、後期を「市場と民主主義の奇妙な混淆」として特徴づける。彼は、この動きについても上からの改革であることと画一主義であるという点で第1期のそれと大差がないとするが、その節を、それがより民主主義、人権や社会正義と連動していくという本稿でいう第3期 LDM への予兆で締めくくっている。
- 33) Gloub (2006)、(2006b) が指摘するように、第3期 LDM では「法の支配」概念は、従来の「公式法」や「公式司法」中心の法制モデルから「非公式法」や「非公式司法 (informal justice)」などをも含めたものへと広がりつつある。この点は後に述べる。
- 34) この2つのスキームについては安田 (2005) 278-285。Rittich (2004) 203-20は CDF を第2期 LDM が社会開発へと関心を広げたものとして評価するが、それが世銀で「法改革」の課題として積極的に取り上げられるのはもう少し時間がたってからではないかと思われる。安田 (2005) 320参照。
- 35) 私はソーシャル・キャピタルとは一体化を軸とする「共同法理」の活性化ないし動員と考えているが、より理論的な検討についてはナン・リン (2008) 参照。
- 36) 例えば、USAID はこの時期には ADR についての包括的な調査を行っている。USAID/CDG (1999)。なお、安田 (2005) 259-276はこれを「コミュニティ・ジャスティス」導入の試みとしてスリランカ、フィリピンおよびインドの事例を紹介している。
- 37) Sage et al (2010) 20-21は、公式的・司法制度の改革を中心とする改革の欠陥を修正するものとして「すべてのための正義」(Justice for All) (J4A) が開始されたとする。なお、本稿では“Justice”について必要に応じて「正義」と「司法」と訳し分けているが、本来からいえば、この語はこの両者を統合した「正義」を意味すると考えるべきであろう。
- 38) Tamanaha (2009) 23-27は、人権や民主主義と法の支配の関係について中国、ロシアやラ米について概観した後、「法の支配自体は自動的にいし必然的に人権や民主主義を生み出すものではない」と結論している。なお Garth (2002) 398もこの期のラテンアメリカへの法の輸出を企業法関係については相対的に成功であったが、そうでないたとえば公益訴訟を含む(人権の)領域では失敗であったと評価している。
- 39) Gloub (2010)。実際には彼がアジア財団から委託を受けてこのプロジェクトを実施したようである。
- 40) RETA 5856 <http://www.adb.org/Documents/TACRs/REG/33013-REG-TCR.pdf>

- 41) “Legal Literacy”に替えて“Legal Empowerment”を使用した理由として①「恵まれない人々 (disadvantaged) を empower するための法」という理念を的確に表現し、②この語が単なる知識の習得以上のことを含意しており、③重要となりつつある法と経済社会の関連性をよりよくとらえているという3点が挙げられている。ADB (2001) 26-27
- 42) なお、アジア財団のもとでこの報告書作成者の一人であった Golub は、LEP の主唱者であり、LEP 運動の理論家の一人でもある。Golub (2006)、(2006b)、(2009) 及び (2010) 参照。
- 43) ADB (2001) 26
- 44) ADB (2001) 28
- 45) ADB (2001) 26
- 46) WB (2000) 7
- 47) ADB (2001) 30-41
- 48) ADB (2001) 42-49
- 49) ADB (2001) 50-54
- 50) Moor (2001) は、その主要対象である農村社会 (Village Communities) では、貧困者は伝統的な支配者による強固な支配のもとにあるので、貧困者をエンパワーするためには国家や NGO などの外部の力による「組織化」が必要であり、特に前者は人々を強制する権力機構として不可欠の役割を果たすものであると主張し、この視点を欠く LE 論に懐疑的である。そこで彼がこれらの外部組織に要請されると主張する①寛容 (tolerance)、②信頼 (credibility)、③予見可能性 (predictability)、⑤権利 (認識) (rights) という概念は、貧困者と外部者をつなぐ原理としてその後の LEP 論に引き継がれていく。また、彼は NGO の役割について柔軟性、実験性及び学習重視という点で評価するが、その半面として不安定性、予見不可能性及び変動性可能性という問題があり、それゆえに貧困者が NGO の間に齟齬や紛争が生じていることを指摘する。Moor (2001) 327-328。
- 51) その活動については以下のサイトを参照。http://www.adb.org/Law/default.asp
- 52) UNDP/HDR (2000) 73-88. この段階ではもっとも貧困者自身による「下から」のエンパワーメントという視点はそれほどみられない。
- 53) この経緯については Sudharshan (2009) 675-682に詳しい。
- 54) AP-A2J プロジェクトは2002年8月に UNDP の「民主的統治の司法へのアクセスに関する実務コミュニティの開発」を目的として当初バンコクとカトマンズで開始されたが、範囲を拡大しその活動はアジア太平洋全域に及んでいる。各所で開催されるシンポジウム等のペーパーを含みその活動については、以下のサイトを参照。http://regionalcentrebangkok.undp.or.th/practices/governance/a2j/about.html
- 55) UNDP (2003). この資料の構成は、第1章司法へのアクセス (A2J) 序論、第2章 A2J プログラム開発への10段階、第3章規範的保護、第4章司法救済の提供能力、第5章司法救済の請求能力、第6章不利な人々、第7章ポスト紛争状況における正義 (司法) となっている。
- 56) UNDP (2003) 5
- 57) UNDP (2003) 5 もっともそれは憲法及び国際人権法に抵触しないものとしている。
- 58) UNDP (2004) 3
- 59) UNDP (2004) 5-6
- 60) UNDP (2004) 8-9. 同資料は「ある (外来の) モデルに合致しようとするのではなく、問題を同定し解決することが重要であり、(解決がどこからもたらされるのかは問題ではない) と述べている。UNDP (2004) 9
- 61) UNDP (2004) 22

- 62) UNDP (2004) 8-9 は伝統的司法システムが紛争の90%を解決している事実を認めながらも、それが必ずしも人権規範に合致しないと述べている。
- 63) 2006年 CLEP、UNDP 及びインドネシア法律扶助協会 (YLBHI) の協力で2006年11月に開催されたインドネシア国別協議の報告書 (UNDP/YLBHI <2007>) は、*Legal Empowerment of the Poor: Lessons Learned from Indonesia* というタイトルを付けられ、その検討事項も①司法へのアクセス、②財産権、③労働権、④事業という内容もほぼ同じである。
- 64) <http://www.undp.org/legalempowerment/index.shtml> 参照。
- 65) 1993年以来23の貸付を終了し14件を実施中。いずれも1件250万ドル～1億3800万ドル。また90件の贈与を行っているがこの総額は4680万ドルにのぼる。Maru (2009) 1
- 66) Anderson (2003), Barron (2005), Sage et al. (2005), Santos (2006) などこの時点で世銀を中心とするROLに対する批判ないし新しい提案が多数寄せられる。Palacio (2006) も同様の立場に立っていると考えられる。
- 67) この資料は、当時議論されつつあったLEPをめぐって関連機関の定義を紹介した後その多義性を指摘し、当時のCLEPの立場であった財産権の公式化、事業規制の単純化及び司法システムの単純化など狭義に定義されるべきでなく、「これらと他の改革努力にまたがる国家と市民の連携強化のための統合的枠組みとみなされるべきである」としている。Palacio (2006)
- 68) WB (2005) 13, 156-162. この報告書のために作成されたChirayatti et. al (2005) はアフリカを中心に慣習法システムの重要性を指摘しており、国家法中心主義を超えるLegal Pluralismの視点を読み取ることができる。
- 69) J4Pについては以下のサイトを参照。<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTLAWJUSTICE/EXTJUSFORPOOR/0,,menuPK:3282947~pagePK:149018~piPK:149093~theSitePK:3282787,00.html> なお、以下の記述は2008年5月に公表されたJustice for the Poor Program (<http://siteresources.worldbank.org/INTJUSFORPOOR/Resources/J4POverviewMay2008.pdf>) による。
- 70) 後にソロモン諸島、バヌアツ、東チモールなどが加えられている。これらのプロジェクトに関わる刊行物については以下のサイトを参照。<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTLAWJUSTICE/EXTJUSFORPOOR/0,,contentMDK:21172707~menuPK:3282963~pagePK:210058~piPK:210062~theSitePK:3282787,00.html>
- 71) 紛争への視点は当時アフリカに蔓延していた紛争とその解決を目指す「平和構築」の課題が色濃く存在していたように思われる。対象国のいずれもが何らかのかたちでこれに関係している。WB/GNW (2009) 参照。
- 72) この狭義の法・司法改革を超える視点は、このプロジェクトが従来の法整備支援の中核であったLegal Vice-Presidencyばかりでなく、Development Research Group Social, Development Public Sector Governance共同プロジェクトとして実施されていることにも現われている。なお、注69) 中のサイトには、テーマとしては、土地および天然資源 (Land and natural Resources)、ジェンダー (Gender)、多元的法体制 (Legal Pluralism)、コミュニティを基礎とするパラリーガル (Community Based Paralegals) 及び開発効果 (Development Effectiveness) があげられている。
- 73) 例えば、2008年世銀インドネシア社会開発部とJ4Pプロジェクトの行ったWB Indonesia (2008) はインドネシアの村落レベルでの非国家司法システムについての34村落の民俗学的調査にもとづき、非国家司法のメカニズムでの紛争の類型化、その長所と短所を分析し、それと公式司法の結合の可能性を論じており、インドネシア司法の包括的な研究となっている。
- 74) <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTLAWJUSTICE/EXTJUSFORPOOR/0,,contentMDK:22260633~menuPK:3282985~pagePK:64020865~piPK:51164185~theSitePK:3282787,00.html> (2010年12月25日アクセス)

- 75) <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTLAWJUSTICE/EXTJUSFORPOOR/0,,contentMDK:22761157~menuPK:3282947~pagePK:64020865~piPK:51164185~theSitePK:3282787,00.html>
(2010年12月25日アクセス)
- 76) USAID (2010) 5は、「法の支配」を、競争 (competition)、コンセンサス (consensus)、包摂 (inclusion) 及び良い統治 (good governance) と並んで民主主義の5つの要素とするとともに、これらの中で最も重要なものとみている。
- 77) USAID (2010) 6
- 78) USAID (2010) 8-15
- 79) USAID (2007). なお USAID はこれとほぼ同時に、CLEP の提案の重要部分を占めている土地財産権の公式化 (formalization of land property) に関する報告書 (USAID (2007b)) を公表している。
- 80) USAID (2007) 1-5
- 81) USAID (2007) 5-10
- 82) USAID (2007) 11-27
- 83) USAID (2007) 29-36
- 84) USAID (2007) 2
- 85) USAID (2007) 29
- 86) USAID (2007) 31
- 87) USAID (2007) 35-37
- 88) HCLEP (2005) 4. いずれの報告書も連帯を軸とする社会原理と利潤追求を基礎とする市場原理の融合させることにより貧困問題を解決することを主張しており、この視点は CLEP に大きな影響を及ぼしている。なお、当初 CLEP は High-Level Commission on Legal Empowerment of the Poor と称されていたが、2008 年の報告書には単に “Commission on Legal Empowerment of the Poor” とされている。
- 89) HCLEP (2005) 5-6. これらのいずれも貧困者の財産権を中心とする「権利」を「公式化」(formalization) することにより彼らの市場へのアクセスを拡大することを主張する De Soto (Soto(2000)) の影響が顕著である。彼の主張は、委員会の検討の過程でかなりの修正を受けているが、委員会の最終報告書の基調部分を構成している、とされる。Golub (2009) 113.
- 90) HCLEP (2005) 7-8
- 91) CLEP (2008) v-vii
- 92) 合計5WG が設置され、その報告書は報告書第2巻に掲載されている。CLEP (2008) iii
- 93) 貧困と開発をめぐる山形 (2004) など多くの文献があるが、それを学際的に検討している下村・小林 (編著) (2009) はディシプリンとしての (開発) 経済学の限界を物語るものとして興味深い。なお大坪・木村・伊藤 (編) (2009) も参照。なお、報告書はコリア (2008) (原著2007年) にも言及する CLEP (2008) 19が、その基本的姿勢は市場の社会性を強調する点で、次注の BOP 論やイースタリー (2009) (原著2006年) に近いように思われる。
- 94) 同報告書注1) では A Hammond (2007) *The Next 4 Billion: Market Size and Business Strategy at the Base of Pyramid* も参照されている。これらは、プハラード (2005) やハート (2006) 同様、21世紀初頭の新興開発パラダイムとして注目される BOP (Base of Pyramid) 市場論に立っている。
- 95) おそらく、この一環として UNDP の Solution Network of Asia and Pacific (SNAP) に Legal Empowerment of the Poor Knowledge Bank サイトが設けられており、関連資料を閲覧できる。<http://www.snap-undp.org/lepknowledgebank/Public%20Document%20Library/Forms/PillarAccessstoJustice.aspx>

- 96) UNSG (2009)
- 97) 報告書は、Senに倣い貧困 (poverty) を「剥奪」(deprivation) とし、それは雇用 や所有など物的財からばかりでなく、法的同一性 (legal identity)、健康や恐怖や暴力からの自由、組織能力、政治参加やさらには尊厳をもって生きるといような社会的財 (social goods) の欠如を含む最広義に定義している (para. 5)。
- 98) もっとも、CLEPは、①司法へのアクセス、②財産権、③労働権および④事業権をLEPの4つの柱としているのに対して、この報告書では、②以下を同一の項目で検討している。
- 99) Resolution on legal empowerment of the poor and eradication of poverty Eradication on Poverty A/C.2?64/L.4/Rev.2
- 100) UNDP (2010) 3
- 101) この矛盾はDe Sotoの理論そのものに内在するもののように思われる。Palacino (2006) 参照。
- 102) CLEP報告書に対する包括的な批判にはBanik (2009) がある。

参考文献

- ICD News (2009) 『ICD News Law for Development 法務省法務総合研究所国際協力部法』第39号 (2009-6)
- 五十嵐清 (2010) 『比較法ハンドブック』勁草書房
- イースタリー、ウイリアム (小浜裕久他訳) (2009) 『傲慢な援助』東洋経済新報社
- 大坪茂・木村宏恒・伊藤早苗 (2009) 『国際開発学入門 開発学の学際的構築』勁草書房
- コリア・ポール (中谷和夫訳) (2008) 『最底辺の10億人』日経BP社
- 下村恭民・小野野明 (編著) (2009) 『貧困問題とは何であるか「開発学」への新しい道』勁草書房
- ダンピサ・モヨ (小浜裕久監訳) (2010) 『援助じゃアフリカは救えない』東洋経済新報社
- ナン・リン (筒井他訳) (2008) 『ソーシャル・キャピタル社会構造と行為の理論』ミネルヴァ書房
- 千葉正士 (1998) 『アジア法の多元的構造』成文堂
- 角田猛之、石田慎一郎編著 (2009) 『グローバル世界の法文化 法学・人類学からのアプローチ』福村出版
- ハート、L. スチュアート (石原薫訳) (2008) 『未来をつくる資本主義』英治出版
- ブラハラード、C. K. (スカイライト コンサルティング訳) (2005) 『ネクスト・マーケット』英治出版
- 松尾弘 (2000) 「新制度は経済学は法と経済学か——コースとポズナーの議論から」『横浜国際社会学研究』5-1
- 松尾弘 (2001) 「新制度派経済学と法律学の邂逅」『横浜国際社会学研究』6-1
- 松尾弘 (2009) 『良い統治と法の支配 開発法学の挑戦』日本評論社
- 安田信之 (1987) 『アジアの法と社会』三省堂
- 安田信之 (2000) 『東南アジア法』日本評論社
- 安田信之 (2005) 『開発法学 アジア・ポスト開発国家の法システム』名古屋大学出版会
- 安田信之 (2008) 「アジア法研究と開発法学 3つの法理・社会・開発と法の3層構造」『比較と歴史の中の日本法学——比較法学への日本的発信』早稲田大学比較法研究所叢書34号 成文堂
- 安田信之 (2009) 「アジア法、開発法学と法の三層構造——いくつかの批判にこたえる」角田・石田編 (2009) 所収
- 安田信之 (編) (1992) 『第3世界開発法学入門』アジア経済研究所
- 山形辰史 (2008) 『貧困削減戦略再考——生活向上アプローチの可能性』岩波書店
- ADB (2001) *Law and Policy Reform at the Asian Development Bank, 2001 Edition*, edited by Asian Development Bank. Manila: Asian Development Bank, 2001.
http://www.adb.org/Documents/Others/Law_ADB/lpr_2001.pdf
- ADB, The Asia Foundation (2009) *Good Practices Guide for Incorporating Legal Empowerment into Operations*, <http://www.adb.org/Documents/Reports/Legal-Empowerment/Good-Practices-Guide.pdf>
- ADB, The Asia Foundation (2009) *Legal Empowerment for Women and Disadvantaged Groups, Final*

- Report*, <http://www.adb.org/Documents/Reports/Legal-Empowerment/Legal-Empowerment.pdf>
- Anderson Michael (2003) *Access to Justice and Legal Process: Making Legal Institutions Responsive to Poor People in LDCs*, IDC Working Paper 178
<http://siteresources.worldbank.org/INTJUSFORPOOR/Resources/AccessToJusticeandLegalProcess.pdf>
- Banik, Dan (2009) "Legal Empowerment as a Conceptual and Operational Tool in Poverty Eradication", *Hague Journal of the Rule of Law*, 2009-1
- Barendrecht, J. M. & M. de Langen (2008) "Legal Empowerment of the Poor: Innovating Access to Justice", *The State of Access: Success and Failure of Democracies to Create Equal Opportunities*, Brooking Institute Press, <http://arno.uvt.nl/show.cgi?fid=93112>
- Barron, Gordon (2005) *The World Bank and Rule of Law Reforms*, DSI, LSE WPS No. 05-70
<http://www2.lse.ac.uk/internationalDevelopment//pdf/WP70.pdf>
- Burg, Elliot M. (1978) "Law and Development: A Review of the Literature and a Critique of "Scholars in Self-Estrangement", *The American Journal of Comparative Law*, Vol. 25
- Carothers, Thomas (2006) *Promoting Rule of Law Abroad in Search of Knowledge*, Carnegie Endowment for International Peace.
- Chirayath, Leila, Caroline Sage and Michael Woolcook (2005) *Customary Law and Policy Reform: Engaging with Plurality of Justice System, Background paper for the World Development Report 2006*
- Cohen, Army J (2009) "Thinking with Culture in Law and Development" 57, *Buff. Law Review*
- CLEP (Commission on Legal Empowerment of the Poor) (2006) *Report, Masking the Law Work for Everyone*, Vol.1,2,UNDP
- Garth, Bryant G. (2002) "Building Strong and Independent Judiciaries through the New Law and Development: Behind the Paradox of Consensus Program and Perpetually Disappointing Result" 52 *DePaul Law Review*, 383 2002-3
- De Soto, Harnando (2000) *The Mystery of Capital Why Capitalism Triumphs in the West and Fails Everywhere Else*, Basic Books
- International Council on Human Rights Policy (ICHRP) (2009) *When Legal Orders Overlap Human Rights, State and Non-State Law*, http://www.ichrp.org/files/reports/50/135_report_en.pdf
- Golub, Stephen (2006). "A House Without Foundation." Carothers (ed.) (2006)
- Golub, Stephan (2006b) "Legal Empowerment: Impact and Implication for the Development Community and World Bank" *The World Bank Legal Review: Law, Equity and Development*
- Golub, Stephan (2009) "The Commission Legal Empowerment of the Poor: One Big Step and a few Steps Back for Development Policy and Practices", *Hague Journal of the Rule of Law* 1.2009
- Golub, Stephen (2010) "What is Legal Empowerment? An Introduction" in Goulb, Stephen ed., (2010) *Legal Empowerment: Practitioners' Perspectives*, IDLO
http://www.idlo.int/Documents/Legal_Empowerment_Practitioners_Perspectives_Book.pdf
- HCLEP (High Level Commission on Legal Empowerment of the Poor) (2005), *Concept Paper*,
http://www.undp.org/legalempowerment/pdf/Concept_Paper.pdf
- Haundez, Jurio (2006) "Should Justice Reform Projects Take Non-State Justice Systems Seriously?" *The World Bank Legal Review: Law, Equity and Development*
- Jonsson, Urban (2010) *Legal Empowerment of the Poor and Human Rights: Is there Conflict or a Synergy? Draft 2, Paper presented at Conference Legal Empowerment of the Poor: Exploring the Legal Dimension*, University of Lund, Sweden, 3-4 March 2010 http://www.lucus.lu.se/lep/LUND_UJ_-_Legal_Empowerment_of_the_Poor_and_Human_Rights_DRAFT_2_.pdf
- Kennedy, David (2006) "The Rule of Law" Political Choices, and Development "Common Sense" in Trubek/Santos (ed.) (2006)

- Licht, Amir, N. et al. (2007) "Culture rules: Foundations of the Rule of Law and other Norms of Governance", *Journal of Comparative Economics* 35 (2007) 659-688
- Maru, Vivek (2009) *Access to Legal Empowerment: A Review of World Bank Project*, WB J & D Working Paper Series http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2009/11/25/000333038_20091125020239/Rendered/PDF/518430NWP0Acce10Box342050B01PUBLIC1.pdf
- McAuslan, Patrick (2004) "In the Beginning was the Law ... An Intellectual Odyssey" *Cornel Law School East Asian Law and Culture Conference Series, 2004 Paper 2*
- Moore, Mick (2001) "Empowerment at Last", *Journal of International Development*, 13
- Nader, Laula (2006) "Promise or Plunder? A Past and Future Look at Law and Development" *The World Bank Legal Review: Law, Equity and Development*
- Newton, Scott (2006) "The Dialectics of Law and Development" in Trubek/Santos (ed.) (2006)
- North, Douglass, C (1990) *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge (竹下公視 (訳) (1994) 『制度 制度変化 経済成果』 晃洋書房)
- Odinkalu, Chidi Anselm (2006) "Poor Justice or Justice for the Poor? A Policy Framework for Reform of Customary and Informal Justice Systems in Africa" *The World Bank Legal Review: Law, Equity and Development*
- Palacio, Ana (2006) *Legal Empowerment of the Poor: An Action Agenda for the World Bank*, WB http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2009/06/08/000334955_20090608071529/Rendered/PDF/487010WP0Palac1r0Box33892101PUBLIC1.pdf
- Peerenboom, Randall (2004) "Human Rights and Rule of Law, What's the Relationship?" *bepress Legal Series Paper 355* <http://law.bepress.com/cgi/viewcontent.cgi?article=1867&context=expresso>
- Rittich, Kerry (2004) "The Future of Law and Development: Second Generation Reforms and the Incorporation of the Social", 26 *Mich. J. Int'l L.* 199 (2004-2005)
- Sachs, Jeffrey (1998) "Globalization and the Rule of Law" *Yale Law School Occasional Papers*, 1998 Paper 2
- Sage, Caroline and Michel Woolcock (2005) *Breaking Inequality Traps: New Approaches to Building Justice Systems for the Poor in Developing Countries*, Paper for Arusha Conference, "New Frontiers of Social Policy" — December 12-15, 2005 <http://siteresources.worldbank.org/INTJUSFORPOOR/Resources/BreakingLegalInequalityTraps.pdf>
- Sage, Caroline, Nicholas Menzies, Michael Woolcock (2009) *Mainstreaming Justice in Development The World Bank's Justice for the Poor Program*, WB J & D Working Paper Series http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2009/11/25/000333038_20091125023547/Rendered/PDF/518450NWP0J1D010Box342050B01PUBLIC1.pdf
- Sage, Caroline, Nicholas Menzies and Michael Woolcock (2010) "Taking the Rule of Game Seriously: Mainstreaming Justice in Development The World Bank's Justice for the Poor Program" in Goulb, Stephen ed., (2010) *Legal Empowerment: Practitioners' Perspectives*, IDLO
- Santos, Alvaro (2006) "The World Bank's Uses of the "Rule of Law" Promise in Economic Development" Trubek/Santos (ed.) (2006)
- Stromseth, Jane (2003) "Post-conflict Rule of Law Building: The Need for a Multi-Layered, Synergistic Approach" *William and Mary Law Review*, Volume 49 Issue 4
- Sudharshan, R (2009) "Avatars of Rule of Law and Access to Justice Some Asian Aspects" Dias, Ayesha Kadwani, Gita Hawana Welchi (ed.) *Justice for the Poor*, Oxford University Press India <http://www.snap-undp.org/lepknowledgebank/Public%20Document%20Library/Avatars%20of%20Rule%20of%20Law%20and%20Access%20to%20Justice-R.%20Sudarshan.pdf>
- Tamanaha, Brian Z. (1995) "Review Article: The Lessons of Law and Development Studies" *American Journal of International Law*, Vol. 89

- Tamanaha, Brian T (2009) Law and Society, St.John's Univ. School of Law, Legal Studies Research Paper Series Paper #09-0167 [#](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1345204)
- Trubek, David M. (2006), "The "Rule of Law" in Development Assistance," in *The New Law and Economic Development*
- Trubek, David M. & Marc Galanter (1974), "Law and Society: Scholars in Self-estrangement: Some Reflection on the Crisis in Law and Development Studies in the United States", *Wisconsin Law Review*
- Trubek, David M. and Alvaro Santos (ed.) (2006) *The New Law and Economic Development A Critical Appraisal*, Cambridge University Press
- UN Secretary General Report on Legal Empowerment and Poverty Eradication (A/64/113) 2009-7-133
- UNCPSD (UN Commission on the Private Sector and Development) (2004), *Report, Unleashing Entrepreneurship Making Business Work for the Poor*, <http://www.undp.org/cpsd/documents/report/english/fullreport.pdf>
- UNDP/HDR (2000) *Human Rights and Human Development*
- UNDP (2003) *Programming for Justice: Access for All: Practitioners Guide to Human Rights Approach to the Access to Justice* <http://www.pogar.org/publications/other/undp/guides/justiceforall-05e.pdf>
- UNDP (2004) *Access to Justice Practical Note* http://www.undp.org/governance/focus_justice_law_publications.shtml
- UNDP/YLBHI (2007) *Legal Empowerment of the Poor Lessons Learned from Indonesia* <http://www.undp.org/Legalempowerment/pdf/Indonesia.legal%20empowerment%20of%20the%20poor.pdf>
- UNDP (2009) *Envisioning Empowerment A Portfolio Initiatives for Achieving Inclusion and Development*
- UNDP (2010) *Integrating Legal Empowerment of the Poor in UNDP's work A Guidance Note July 2010* http://www.undp.org/governance/focus_justice_law.shtml
- UNSG (Secretary General) (2009) *Report on Legal Empowerment of the Poor and Eradication of Poverty* (A/64/133) <http://www.unrol.org/files/N0940207.pdf>
- Upham, Frank (2006) "Mythmaking in the Rule-of-Law Orthodoxy" in Carothers (ed.) (2006)
- USAID/CDG (1999) *Alternative Disputes Resolution, Practitioners Guide* http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PNADM500.pdf
- USAID (2007) *Legal Empowerment of the Poor: From Concepts to Assessment* http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PNADM500.pdf
- USAID (2007b) *Land and Business Formalization for Legal Empowerment of the Poor: Strategic Overview Paper* http://pdf.usaid.gov/pdf_docs/PNADI080.pdf
- USAID (2010) *Guide to The Rule of Law Country Analysis: The Rule of Law Strategic Framework A Guide for USAID Democracy* http://www.usaid.gov/our_work/democracy_and_governance/publications/pdfs/ROL_Strategic_Framework_Jan-2010_FINAL.pdf
- Van Rooij, Benjamin (2009) *Bringing Justice to the poor, Bottom-Up Legal Development Cooperation*, Working paper, March 25, 2009 <http://siteresources.worldbank.org/INTJUSFORPOOR/Resources/VanRooijBringingJusticetothePoor.pdf>
- WB (2000) *Attacking Poverty*, *World Development Report 2000*. <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTPOVERTY/0,,contentMDK:20195989~isCURL:Y~menuPK:354639~pagePK:148956~piPK:216618~theSitePK:336992~isCURL:Y,00.html>
- WB (2005) *Equity and Development*, *World Development Report, 2006*, http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/IW3P/IB/2005/09/20/000112742_20050920110826/Rendered/PDF/322040World0Development0Report02006.pdf
- WB Indonesia (2008) *Forging the Middle Ground Engaging Non-State Justice in Indonesia*, http://siteresources.worldbank.org/INTJUSFORPOOR/Resources/Forging_the_Middle_Ground_

Engaging_Non_State_Justice_in_Indonesia.pdf

WB/GWU (2009) *Customary Justice and Legal Pluralism in Post Conflict and Fragile Societies, Conference Pack*
http://siteresources.worldbank.org/INTJUSFORPOOR/Resources/USIP_GW_J4P_Packet.pdf

WCSDMG (World Commission on the Social Dimensions of the Globalization) (2004), *A Fair Globalization: Creating Opportunities for All* <http://www.ilo.org/public/english/wcsdg/docs/report.pdf>

Yasuda, Nobuyuki (2009) "Comparative Law and Asia: Two Proposals for its Methodological Framework"
関西大学法学研究所『研究報告』第40冊

